

令和5年7月

避難所運営マニュアルの解説

目次

避難所運営マニュアルの解説

各主体の役割

第1	配備職員（災害対策地区防災拠点配備職員）	1
第2	学校職員	1
第3	自主防災組織、防災リーダー	2
第4	避難者	2

避難所の運営体制

第1	初動期（災害発生直後～24時間頃）	3
第2	展開期1（24時間頃～1週間頃）	3
第3	展開期2（1週間頃～3週間頃）	4
第4	安定期～撤収期（3週間頃～避難所閉鎖まで）	5

避難所業務内容の解説

第1	災害対策本部との連絡	6
第2	避難所内の情報受伝達	7
第3	避難者の受入れ	9
第4	避難生活環境の確保	12

その他

第1	茅ヶ崎市の災害対策本部組織	17
第2	災害対策地区防災拠点	18
第3	避難所	18

資料集

資料1	茅ヶ崎市防災用MCA無線取扱い手順	19
資料2	MCA無線番号	22
資料3	避難情報（警戒レベル）等と住民等とすべき行動	23
資料4	広域避難場所一覧表	24
資料5	災害対策地区防災拠点（避難所）一覧表	25
資料6	2次避難施設	26
資料7	福祉避難施設	26
資料8	医療救護所	27
資料9	災害拠点病院・災害協力病院	27
資料10	市内医療機関	28
資料11	公立小・中学校防災用コンテナ備蓄倉庫備蓄資機材基準	33
資料12	災害トイレ用汚物処理セット取扱い説明書	34
資料13	避難所開設セット	35
	避難所開設セット張り紙一覧	36

様式集

- 様式 1 災害対策地区防災拠点の応急危険度判定調査表（初動期）
記載例
 - 様式 2 - 1 簡易避難者カード（初期受付用）
 - 様式 2 - 2 避難者カード（避難世帯票）
 - 様式 3 避難者名簿
 - 様式 4 傷病者リスト
 - 様式 5 要援護者リスト
 - 様式 6 避難者集計表
 - 様式 7 避難所状況報告書
 - 様式 8 避難所情報・広報板
 - 様式 9 避難所からのお知らせ
 - 様式 10 - 1 情報連絡票
 - 様式 10 - 2 地域被災状況報告様式（災害対策地区防災拠点宛）
記載例
- 張り紙
-

避難所運営マニュアルの解説

各主体の役割

市では、市内で震度 5 弱以上を観測した時、警戒宣言が発令された時、その他市長が必要と認めたときに、公立小中学校を災害対策地区防災拠点（避難所）として開設します。

第 1 配備職員（災害対策地区防災拠点配備職員）

配備職員は、避難所の開設を行うため、災害発生後、速やかに避難所へ参集し、校舎や体育館等の被害状況を外観目視により調査し、避難所としての開設可否の判断を行い、開設準備を行います。

また、参集途上で知り得た被害概要や避難者から伝えられた地域の様子、自主防災組織や防災リーダーが把握した被害の状況等から、避難所周辺の被災状況についてとりまとめ、災害対策本部へ報告します。

災害発生後、間もない初動期においては、受付や避難誘導、受け入れ場所の決定を行うとともに、災害対策本部との通信、避難者への情報提供に努めます。

避難者の増加がある程度落ち着いた頃には、居住グループの編成や避難所運営委員会の立ち上げ等を学校職員や自主防災組織、防災リーダーと共に行います。

なお、数日間の避難所業務への従事が想定されるため、できる限り携帯ラジオや自己の飲料水、食糧等を持参するよう心がけます。

【主な役割】

- 避難所の開設や運営等、避難所に関する全般的な業務
- 災害対策本部との情報受伝達に関すること
- 避難所の混乱防止等、秩序の確保に関すること
- 自主防災組織、防災リーダー等との連絡調整および協力要請に関すること
- 避難施設となる学校の管理者との連絡調整に関すること
- 地域の被災状況のとりまとめに関すること
- 防災用備蓄資機材の活用に関すること
- 飲料水や食糧、生活必需物資等の供給に関すること
- その他、必要な業務

第 2 学校職員

学校職員は、平日の日中等の児童・生徒が校内に居る場合における発災等においては、第一に児童・生徒の安全確保に努めます。原則として、安全が確認できるまでは児童・生徒を保護するものとし、安全が確認された後に保護者へ引き渡します。

また、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことも想定されるため、引取りのない間は引き続き保護します。

なお、児童・生徒の安全確保に支障を来さない場合は、配備職員や自主防災組織、防災リーダーと共に避難者の受入れに協力します。

学校長ならびに学校職員は、避難所の開設および運営に協力するものとしませんが、教育の再開を視野に入れた避難スペースの提供等、配備職員や自主防災組織、避難者等との相互協力の中で、学校教育の再開に向けた取り組みを心がけます。

【主な役割】

- 児童・生徒の安全確保に関すること
- 児童・生徒ならびに保護者との連絡調整に関すること
- 災害対策本部の要請事項への協力に関すること
- 避難所の開設や受け入れ、避難所の運営等、配備職員や自主防災組織、防災リーダー等への協力に関すること

- 避難スペースや避難所運営に必要な使用可能施設等の提供に関する事
- 防災用備蓄資機材の活用ならびに使用可能な用具等の提供に関する事
- 教育の再開を視野に入れた避難所運営委員会への参画
- その他必要な業務

第3 自主防災組織、防災リーダー

自主防災組織や防災リーダーは、地域内の応急対策活動（初期消火や救出、救助活動、避難誘導）等を行うとともに、地域内の避難所開設業務を支援します。

災害発生後、間もなくは、多くの避難者が詰め寄る等、避難所の混乱が想定される中、配備職員や学校職員の対応には限界があり、地域内の活動者である自主防災組織や防災リーダーの協力は、避難所の開設、避難者の受入れ、避難所の運営に必要不可欠なものとなります。そのため、自主防災組織は、災害発生後、速やかに避難所に駆けつけ避難所の開設業務に従事する「避難所開設要員」を事前に決めておくものとします。

なお、避難所開設要員以外の自主防災組織や防災リーダーは、地域内の災害状況に応じて、適時、避難所の運営支援に努めます。

災害発生後、間もない初動期には、避難者の受け入れ業務、その後の展開期等には避難所運営委員会の立ち上げおよび運営の主体となり、居住グループの編成等、配備職員や学校職員と協力しながら避難所の円滑な運営体制の構築を行います。

【主な役割】

- 避難所の開設や運営等、避難所に関する全般的な業務
- 避難所の混乱防止等、秩序の確保に関する事
- 配備職員および学校職員等への協力に関する事
- 避難者への情報提供に関する事
- 自主防災組織や自治会等、地域との連絡調整に関する事
- 周辺の被災状況の把握に関する事
- 防災用備蓄資機材の活用に関する事
- 飲料水や食糧、生活必需物資等の供給に関する事
- その他、必要な業務

第4 避難者

避難者は、積極的に配備職員や学校職員、自主防災組織や防災リーダーが行う避難所業務に協力するものとし、受付や避難誘導、避難者への情報伝達、避難所の混乱防止に努めます。

また、医療や介護等の専門的な資格を有する者は積極的に要救護者や要介護者の支援にあたる等、避難所にいる全ての者が一致団結して苦境を乗り越えていけるような協力体制を構築します。

避難生活の長期化が予想され、一定の安定が図られた頃には避難所の運営主体は避難者自身が担い、生活再建に向けた相互協力に努めます。

【主な役割】

- 自己の安全確保に関する事
- 避難所の開設、運営等への協力に関する事
- 避難所の混乱防止等、秩序の確保に関する事
- 避難者同士の協力や助け合い、情報伝達に関する事
- 避難生活におけるコミュニティの確保に関する事
- 地域の被災状況の把握に関する事
- 防災用備蓄資機材の活用に関する事
- その他、必要な業務

避難所の運営体制

避難所の立ち上げ、運営は、災害発生直後の混乱期から避難者の増加がある程度落ち着いた頃、避難生活が安定したころ等、その状況下において役割や担当が異なります。

避難所の運営は、そこで生活する避難者が生活再建に向け自主的な運営を行い、安定した生活を送ることを目的に取り組みます。

ここでは、避難所の運営体制を災害発生時の状況に応じて、初動期～撤収期とした期間に分けて、概要を解説しています。

() 内の期間は、およその時期的目安を示しています。

第1 初動期（災害発生直後～24時間頃）・・・4～10ページ

目的：避難者の混乱や不安の軽減 中心：配備職員 協力：学校職員、自主防災組織、防災リーダー、避難者 支援：市（災害対策本部）

1 初動期避難所運営本部・・・7ページ

- (1) 配備職員を中心に必要最低限の班を構成
(総務情報班、避難者対応班、施設物品班)
- (2) 配備職員は各班に分かれ業務を担います。(参集した配備職員の人数が少ないときは、総務情報班に分かれます。)
- (3) 災害対策本部との情報受伝達業務は配備職員が担います。
- (4) 学校は、あらかじめ定めた避難場所や用具等の提供に努めます。
- (5) 学校職員は、児童・生徒の安全確保を図り、安全確保上、支障を来さない場合は、積極的に配備職員の活動に協力します。
- (6) 自主防災組織や防災リーダーは、配備職員の活動に協力し、各活動班の業務を担います。

第2 展開期1（24時間頃～1週間頃）・・・11～19ページ

目的：避難所生活の安定化

1 居住グループ・・・13ページ

対象：避難者

- (1) グループ分け
最大でも40人程度のグループとします。
- (2) グループリーダー、副リーダーの選出
男女各1名ずつとなるように選出することで、男女双方の視点や生活者の意見を避難所運営に反映します。
- (3) 役割
トイレやごみ捨て場、玄関や廊下等といった共有部分の清掃や環境改善等、避難生活を送る上で必要な共同作業を行います。
避難者同士での協力した活動が必要です。

2 避難所運営本部・・・13ページ

中心：避難者、(自主防災組織、防災リーダー) 協力：配備職員、学校職員 支援：市（災害対策本部）、施設管理者
--

(1) 避難所運営本部長（本部長）等の選出

各居住グループリーダーの中から、避難所運営本部長（後の避難所運営委員会の委員長を兼ねる）を1名、副本部長を2名選出します。

(本部長、副本部長のいずれかに女性を選出するよう心がけます。)

(2) 避難所運営本部の設置

避難所運営本部は、本部長、副本部長、各居住グループリーダー、副リーダーから構成します。

また、避難所運営委員会を設置した後は、避難所運営委員会副委員長、避難所運営委員会活動班班長および副班長を含めます。

(3) 避難所運営本部の役割

避難所運営本部は、組織運営（避難所運営委員会）と避難者（居住グループ）の総合調整を担います。

そのため、避難所運営委員会を立ち上げ必要な活動班を編成するとともに、居住者意見の反映、居住者自身が担うべき役割の決定等、避難所生活を総括します。

3 避難所運営委員会・・・13ページ

中心：避難者、自主防災組織、防災リーダー、配備職員
協力：配備職員、学校職員
支援：市（災害対策本部）、施設管理者

(1) 避難所運営委員長（委員長）等の選出

避難所運営委員会は、避難所運営本部長を委員長とし、副委員長、各活動班長、副班長を選出します。

(2) 避難所運営委員会の設置

避難所運営委員会は、本部長（委員長）、副委員長、避難所運営組織および避難所運営組織の活動班で構成します。

(3) 避難所運営委員会の役割

避難所運営委員会は、避難所内での生活ルールの決定や環境の確保、必要な支援策を講じる等、避難所運営の中核を担います。

(4) 活動班の構成

活動班は、避難所の運営に必要な役割や活動を担い、状況に応じて必要な要員を確保します。活動班は、現に避難している者のほか、自主防災組織や防災リーダー、配備職員等から構成します。

なお、災害対策本部との連絡を担う情報広報班には、少なくとも1名の配備職員を割り当てます。

(参考) 総務班、物資分配班、給食給水班、救護班、 環境衛生班、情報広報班、名簿総括班、要配慮者支援班
--

第3 展開期2（1週間頃～3週間頃）・・・20、21ページ

目的：自主的かつ円滑な避難所運営

1 居住グループ・・・20ページ

対象：避難者

(1) 班編成の見直し

最大でも40人程度のグループとし、避難者の増減により班編成の見直しを行います。（避難所の状況や環境等により、構成する班員数等を検討します。）

(2) 負担の軽減

リーダー等に極度の負担が強いられないよう、交代制をとる等の対策が必要です。

2 避難所運営本部・・・20ページ

中心：避難者
協力：自主防災組織、防災リーダー、行政応援職員、ボランティア
支援：市（災害対策本部）、配備職員、学校職員、施設管理者、防災関係機関

(1) 避難所運営本部の役割

展開期1と同様の役割を担いますが、運営の中心は避難者となり、自主防災組織や防災リーダーならびに他市町村等からの行政応援職員やボランティアは、その活動に協力し、配備職員および学校職員は後方から支援を行います。

3 避難所運営委員会・・・20ページ

中心：避難者 協力：自主防災組織、防災リーダー、行政応援職員、ボランティア 支援：市（災害対策本部）、配備職員、学校職員、施設管理者、防災関係機関

(1) 避難所運営委員会の役割

展開期1と同様の役割を担いますが、その時の状況により新たな組織・班編成等の見直しを行います。運営の中心は避難者となり、自主防災組織や防災リーダーならびに他市町村等からの行政応援職員やボランティアは、その活動に協力し、配備職員および学校職員は後方から支援を行います。

なお、この時期においては、配備職員は避難所運営委員会への支援を行う立場となりますが、災害対策本部との情報連絡窓口等を担い、総務班や情報広報班等、各班との連携が必要になります。

第4 安定期～撤収期（3週間頃～避難所閉鎖まで）・・・22ページ

目的：コミュニティの形成、生活再建 中心：避難者 支援：市、自主防災組織、防災リーダー

避難者を中心とした避難所の運営を行い、コミュニティの形成を図り生活再建に向け取り組みます。

避難所業務内容の解説

避難所の業務は、災害発生間もないときから一定の安定を図れたとき等、その時期的状況で異なります。

また、災害の状況に応じては、避難所の環境や条件等により必要な業務内容は異なり、その時に判断し行うべき業務や行動も必要となります。

ここでは、避難所を立ち上げ、運営していく上で必要となる主な業務の解説や活動例を示し、避難所での主な業務を共通認識し、事前に課題の抽出、解消を図ることを目的とし、避難所の業務を主に①災害対策本部との連絡（28ページ～）②避難所内の情報受伝達（29ページ～）③避難者の受入れ（31ページ～）④避難生活環境の確保（34ページ～）に大別し解説しています。

第1 災害対策本部との連絡（担当：配備職員）

1 通信機器の確保

配備職員は、校舎や体育館等の被害状況や避難者の人数および増加見込み数、避難所周辺の被災状況等について、「茅ヶ崎市防災用MCA無線」を活用し、災害対策本部（通信先は原則として教育部）へ避難所開設状況を報告します。

【通信機器】

- 茅ヶ崎市防災用MCA無線
平常時の設置場所・・・5ページ（通信先：901～905）

2 報告

(1) 避難所の開設状況報告

配備職員は、避難所の開設を行い次第、災害対策本部へ報告を行います。

【避難所開設状況報告内容】

- 開設日時
- 収容人員および世帯数（状況に応じ、今後の増加見込みを予測）
- 必要物資等
- 負傷者、傷病者、要配慮者等の情報（程度、人数、状況）
- 周辺の被災状況
- その他避難所の開設および今後の避難所運営等に必要な情報

(2) 定時報告・臨時報告

避難所の状況については、原則として1時間毎に定時報告（毎時00分時点情報）を行い、避難所や周辺の被災状況の影響等、必要に応じ臨時報告により災害対策本部へ状況報告を行います。

また、災害対策本部から市域の被災状況や他の避難所の状況等の災害情報を収集します。

【定時報告】

- 避難者数
- 災害時要援護者数および避難所での対応可否または対応状況
- 最優先必要物資等の状況
- 収容可能場所と避難者見積等の状況
- 避難所の対応状況
- 在宅避難者や避難所周辺の避難所外避難者等の状況

【臨時報告】

- 避難所施設に被害が生じた場合
- 避難所運営に困難が生じた場合
- 周辺状況等により避難所に被害が発生するおそれがある場合
- その他定時報告以外の緊急を要する報告

(3) 通信時の注意

災害時の通信においては、電波の有効活用、混乱期の情報錯そう等の防止から、通信内容を端的にとりまとめ、通信するよう心がけます。

なお、通信時は、必ず「避難所名」および「発信者氏名」を名乗ります。

また、災害対策本部からの呼びかけに応答できるよう、通信担当者を指名し配置するとともに、通信機器の電波状況や電源（バッテリー残量、電池、非常電源等）の確保を行います。

第2 避難所内の情報受伝達

配備職員または学校職員、自主防災組織や防災リーダー等の避難所運営従事者は、錯綜する災害情報の整理に努め、従事者間の情報共有ならびに避難者への情報提供を行います。

1 情報の整理

周辺の被災状況等の災害情報については、自主防災組織や避難者からの情報収集に努め、避難所に影響する可能性がある災害情報（特に津波や延焼火災等の影響に関する情報）については、情報の分析を行い災害対策本部への報告（報告者：配備職員）を行うとともに従事職員間の情報共有に努め、避難者への正確な情報提供（避難者へ災害情報や影響等の情報提供を行う場合は、単なる状況報告ではなく、今後の避難所の措置や避難者のとるべき行動を示す）を行います。

また、災害情報については、災害の規模や概要のほか、リスク情報や安全安心情報等を整理します。

■避難施設の情報

- 避難所施設（校舎、体育館等）の被害状況
（危険個所がある場合は現場措置も要する。）
- 避難所施設内の使用不可（立ち入り禁止）場所
（立ち入り禁止措置を講じる等、現場措置も要する。）

■災害情報

- 災害に関する情報
（発生した災害規模等の概要）
- 避難所周辺の被災状況
- 市域の被災状況
- 県域、広域の被災状況
- 災害対策本部の措置
- 避難勧告または指示等の発令状況

■リスク情報

- 被害状況とその影響
- 周辺の被災状況およびその時点ならびに今後予想される災害情報
（特に津波や延焼火災等の影響や避難所の危険性に関連する情報）
- 避難者の取るべき行動ならびに対策

■安全安心情報

- 避難所や福祉避難施設等の開設情報
- 医療救護所の開設場所や医療機関に関する情報
- 応急給水場所の情報
- 物資等の配給情報
- 応急対策活動に係る情報

救援情報（消防、自衛隊等の防災関係機関に関する活動情報）

ライフラインの復旧情報

応急危険度判定や建物被害調査事項

応急教育や応急保育等の連絡事項

- 交通や道路等の情報
 - 交通機関の運行状況または運行見込み
 - 帰宅困難者等の徒歩帰宅に関する情報
- 各種相談窓口や行政手続き等に関する情報
- 仮設住宅に関する情報

2 避難所内の広報

避難者への情報提供は、原則として掲示板等への張り出しにより行いますが、緊急を要する場合は、拡声機等を活用し、避難者全体へ呼びかけます。

また、災害情報を整理する上では、安全安心情報やリスク情報を整理し、時期的段階に応じた必要な情報の更新等に努め、必要な情報または不要な情報の整理を行います。

【掲示板の設置】・・・9ページ

- 掲示情報の整理、内容別の掲示
- 体育館出入り場所等、避難者が見やすい場所への掲示
 - 一か所での掲示が難しいときは内容に応じ掲示場所を検討する

【避難所情報】

- 避難者数や避難者に関する情報
 - 確認時点の最新の避難者数
 - 離れ離れになった家族等の安否確認を行う上で必要な情報
 - 個人情報の公開に関する避難者の同意等、避難者の意思確認

■避難所のルール

- トイレの使用
- 照明機器活用時の点灯・消灯時間
- ごみ捨て場所やごみに関連する事項
- 給食・給水に関する事項
- 物資の分配等に関する事項

■外国人等に配慮した情報提供

- 多言語表示シートの活用（防災用コンテナ倉庫に保管）
 - 英語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、やさしい日本語、中国語、韓国語による各種情報シート

■求人情報

- 避難者対応に必要な有資格者の協力要請
- 民生委員児童委員等の協力要請（経験者含む）
- その他避難所運営への協力要請

3 運営本部、対応職員間の情報共有

避難所運営に従事する職員においては、対応業務等により情報共有が困難となることが予想されるため、情報共有に関するルール作りやトランシーバー等の活用、職員間の声掛け等により錯綜する情報に混乱しないよう、情報共有に努めます。

■情報分析

（情報広報班でとりまとめ総務班が総括・災害対策本部との連携）

■初動期避難所運営本部設置場所・・・7ページ

- MC A無線の設置
- 情報収集セット（ポータブルテレビ、非常用ソーラー電源装置）の設置
- トランシーバー全5台
 - （運営本部1台、その他離れて従事する職員が所持）
- 防災ラジオの設置

■MC A無線の平常時設置場所・・・5ページ

- トランシーバーの保管場所・・・5 ページ
- 定期的な情報共有体制の構築

第3 避難者の受入れ

配備職員または学校職員、自主防災組織や防災リーダー等は、避難者の受入れを行う際に、避難施設内に受付を設置し、世帯票の記入や避難者名簿の作成を行います。原則として避難者の受入れは、受付を第一に行うこととします。

1 受付

- 受付場所の確保
 - 受付場所・・・6 ページ
 - 風雨をしのげる場所から選定
 - 筆記用具、ランタン等の確保
 - 机・椅子の準備
(学校からの借用)
 - 受付への避難者の誘導・・・6 ページ
 - 誘導員の配置
(拡声器の活用、避難者への声掛け)
 - 受付場所を示す張り紙の掲示
 - 投光器等による通路照明の確保
- 名簿の作成
 - 避難者カード（避難世帯票）の配布
避難者へ記入を促す
 - 避難者カード（避難世帯票）記載項目
(避難者カード不足時等は次の項目を記載)
 - 住所
 - 氏名
 - 世帯構成
 - 避難世帯状況（氏名、年齢、性別、世帯主との続柄）
 - 避難者情報（負傷の程度・介護、手助け必要の有無）
 - 緊急連絡先（氏名、電話番号、住所、関係）
 - 避難者カード（避難世帯票）を基に、避難者名簿を作成する。
- 避難者の把握
 - 避難者数（総数）の把握
 - 避難者の年齢層、性別、負傷状況、介護等の必要性等
 - 町丁目別等、地域毎の避難者状況
- 要配慮者の把握
 - 必要な支援措置の実施
 - 受付から担当者への引き継ぎ
- 要救護者の把握
 - 必要な支援措置の実施
 - 受付から担当者への引き継ぎ
- 避難誘導員との連携
- 避難スペース割り振り状況の把握
 - 体育館や教室等の避難者収容状況の把握

2 避難スペースの割り振り（レイアウト）

(1) 初動期（災害発生直後～24 時間頃）

受付を行った避難者は、原則として一時開放場所（体育館）へ避難者を誘導します。

受付を行わずに避難スペースにいる者等を把握するため、適時受付の協力を呼びかけます。

受付により作成する名簿を基に、避難者数の把握を行い、応援物資の要請の基となる等、受付が必要である旨を説明し、非協力者が出ないように心がけます。

■ 割り振り（レイアウト作り）

- 体育館等を中心に避難スペース（居住スペース）の割り振り
- 一人当たり 2 m²を基本
- 世帯単位を原則
- 通路の確保

■ 帰宅困難者

- 一般的な避難者と異なり早期退所が見込まれる帰宅困難者のスペース

(2) 展開期（24 時間頃～）

避難スペース（居住スペース）の割り振りは、避難者の増加がある程度落ち着いた頃に、居住グループの構築を行い、居住グループを一つの単位として割り振りの見直しを行います。

居住グループは、単に避難スペースの割り振り単位とするだけではなく、避難所運営に携わり、共同して作業を行う等、協力した避難所生活を送る一つの班として成り立ちます。そのため、居住グループの構築が重要となり、原則として自治会や町内会を単位に構築しますが、1 班最大で 40 名程度を原則とし、各班均等になるような班編成を心がけます。

避難者へは、初動期における避難スペースが、今後定位置となるのではなく、居住グループの編成等により移動が生じることを事前にアナウンスしておくといでしょう。

避難スペース（居住スペース）の割り振りにおいては、多くの課題が生じることが考えられるため、地域の合意による事前の割り振り案の整備や、災害時の情報提供体制等、慎重な対応ならびに避難者の理解・協力が必要となります。

■ 居住グループの構築・・・11 ページ

- 避難者の増加が落ち着いた時点で、身近な人同士で構成する居住グループ（班分け）編成を実施
- 最大およそ 40 人以内で構成
- 自治会単位や身近な人同士で構成
- リーダー、サブリーダーを各班男女 1 名ずつ選出

■ 居住スペースの見直し・・・11 ページ

- 居住グループ単位で、居住スペースの割り振りを見直す
- 女性や要配慮者への配慮
- 必要に応じ、パーティション等による間仕切りの構築
（支援物資または段ボール等を活用）

注) プライバシー確保には有効

目が届かず、避難所内での孤立、病床時の病状把握等がわかりづらい
防犯上の問題点 --- 等

* 避難者の意向を踏まえ、避難所運営本部で措置決定

■ 共有スペースの確保・・・11 ページ

- 通路の確保
- 更衣室等の確保
- 体育館内の物資集積場所の確保
- 照明器具の設置場所

3 要配慮者等への対応

避難生活を送る上では、要配慮者や女性等に配慮した対策を講じる必要があります。

- 介護を要する高齢者や障害者への配慮
 - 障害や介護の程度等、要援護者の特性に応じたスペースの確保・・・8ページ
 - 要配慮者専用スペース（障害や介護の程度に配慮）の確保
 - 自閉症患者等への配慮
 - 支援者の確保
 - トイレ等の生活環境の構築
 - 必要な物資の把握及び優先的な提供の検討
 - 避難所生活での対応可否についての判断
 - 災害対策本部への状況報告
 - 福祉避難施設等の後方支援施設の活用
 （災害対策本部における福祉避難施設等の受入先ならびに移送手段の確保）
 - 福祉（介護）サービス等の活用
 （避難所内での福祉（介護）サービスや通所介護等の利用）
 - 民生委員や介護事業者等との連携
- 乳幼児等への配慮
 - 乳幼児連れ世帯専用のスペースの確保・・・8ページ
 - 授乳室等の確保
 - 必要な物資の把握及び優先的な提供の検討
 - 民生委員児童委員との連携
 - 保健師による見守り体制の構築
- 傷病者への配慮
 - 救護室の確保・・・8ページ
 - 傷病の程度に応じた支援策の構築
 - 医療救護所との連携（近くの医療救護所・・・8ページ）
 - 医療救護所への搬送
 - 市立病院や後方支援病院等への搬送
 - 感染症患者等の隔離スペースの確保

4 自動車による避難

原則として避難は徒歩としますが、自動車等により避難する者がいる場合も考えられます。

やむを得ず避難所へ車を乗り入れる場合の乗り入れ場所の選定や乗り入れた後の使用の有無、安全管理対策等を検討する必要があります。

- 自動車の乗り入れ可否（可・否）・・・6ページ
- 乗り入れ可とする場合の進入路
- 駐車スペース
 - 乗り入れた後の自動車の使用有無の確認
 - 使用の有無に応じた駐車スペースの割り振り
- 自動車に関するルール作り
 - 支援物資の搬入や応急対策活動の妨げにはならないこと
 - 避難者の生活空間との隔離または安全管理対策の構築
 - 無用な使用の自粛、使用程度の取り決め

第4 避難生活環境の確保

学校等の避難所で、一定期間の避難生活を送る上では、災害の状況や避難者数、避難者の特性等に応じて生活環境を構築していく必要があります。

避難所の備えは必ずしも事前に全てがそろっているわけではなく、限られた物資で当面をしのぎ徐々に生活を安定させていくこととなります。

避難所の備蓄資機材や自主防災組織等から持ち寄られた資機材等を活用し、避難者の負担をできる限り軽減する対策を講じるとともに災害対策本部へ必要物資の要請を行います。

1 明りの確保

避難者の受け入れを行い、避難生活を送る上では明りの確保は重要となり、特に夕方や夜間の災害においては、まずはじめに明りの確保を行う必要があります。

照明は、単に物や空間を照らすだけでなく、被災し不安に陥っている被災者の心の支えともなり安心感を与えます。

限られた物資の中で、設置個所の優先順位を決定し、点灯時間を決める等のルール作りも必要です。

<p>■投光器の設置</p> <ul style="list-style-type: none">○発電機と組み合わせる大型の照明器具○数は少ないが広範囲を照らすことが可能○屋内照明として使用する場合も発電機は屋外に設置する○ガソリン等の発電機稼働燃料の確保（他資機材との燃料の分配）○設置検討場所 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>校門からの侵入経路 体育館等の避難スペース 仮設トイレ周辺</p></div>
<p>■LEDライト</p> <ul style="list-style-type: none">○発電機と組み合わせて使う省電力型の棒状（形状約1.5m）のLEDライト○S字フックやマグネットにより壁面等に設置する○省電力のため発電機からの電源を他の機器との併用が可能○同じ機器同士の連結が可能○設置場所検討 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>体育館等の避難スペース 仮設トイレ周辺</p></div>
<p>■小型照明器具（ランタン等）の設置</p> <ul style="list-style-type: none">○各校において普通教室や特別教室等の室数分のランタンを備蓄 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>保管場所・・・6ページ 電池式、手回し充電式</p></div> <ul style="list-style-type: none">○小型ランタンのため、手元灯程度の明り○電池の確保○設置検討場所 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>受付 避難スペース 救護スペース 要配慮者スペース 仮設トイレ内 物資集積場所 階段等校舎内の安全管理上必要な個所</p></div>
<p>■ルール作り</p> <ul style="list-style-type: none">○設置先ごとの点灯時間の決定○懐中電灯等の共有する照明器具の使用（独占の禁止）

2 トイレの設置

市内の小中学校は耐震工事が完了しているため、災害時でも学校施設のトイレを使用できます。ただし、災害時には、下水道が使用できないこと、断水であることも想定されるので、使用の際は必ず洋式便座へ便袋をかけ使用してください。

また、組立型仮設トイレは設置後（使用後）の移設は困難となるため、季節や風向き等に考慮し、事前に設置を予定している場所と現状を照らし合わせ、設置場所を選定します。

仮設トイレを設置した際には、周辺の照明確保、トイレ内の明り対策や防犯対策を同時に検討します。

- 学校施設のトイレの活用・・・10ページ
 - 様式便座へ便袋を使用し活用
 - 使用可能となるまでの直接排泄の厳禁
- 簡易組み立てトイレ（簡易的なボックス型トイレ）
 - プライベートテント（簡易テント）等の活用
 - 学校施設内トイレ個室の活用
 - 汚物処理セットの使用
- 仮設トイレの設置場所・・・10ページ
 - 避難生活の負担を軽減する設置場所の確保
 - トイレルの臭い、衛生面を考慮
 - 誰もが使いやすい（行きやすい）場所
 - 夜間利用を考えた照明対策
 - 防災用備蓄倉庫内の仮設トイレ
 - 汚物処理セット（便袋と凝固剤、脱臭剤）を使用する
 - 仮設トイレは便槽があるが、直接の排泄は厳禁
- ルール作り
 - 男女別トイレの使用（女性用のトイレを増やす等の工夫）
 - 避難者当番制による清掃の実施
 - 使用した紙等の処理
(便槽内への廃棄は便の収容量の減少となる。別のごみ袋への廃棄等を検討する。)

3 ペット対策

災害時には、ペットを連れての避難が想定されます。

避難所でのペットの取り扱いについては、受入れ環境の整備、ルール作り、ペットの鳴き声や臭い、アレルギー対策、衛生面等を考慮し、避難生活を送る避難者の相互理解のもと、対策を講じる必要があります。

- ペットの種別
 - 犬、猫、鳥、小動物・・・等
- ペットの特性に応じたスペースの確保・・・10ページ
 - 施設内、施設外
 - 鳴き声や臭い
 - 排泄対策
- ペットの苦手な方への配慮
- ペットに関するルール作り
 - ゲージでの飼育
 - 共有スペースへの連れ込み禁止
 - ペットの排泄に関する飼育者の責任、自己管理の徹底

4 物資の分配

配備職員は、毛布や飲料水、食糧等の物資の備蓄状況を確認し、避難所内の物資全体数を把握し、必要物資や不足物資を災害対策本部へ要請します。

また、災害対策本部の指示に基づき、近隣避難所との連携や分散備蓄物資等から調達の検討を図るとともに、自主防災組織からの提供協力をあおぎます。

さらに、災害対策本部や応援機関等からの支援物資の搬入について、集積場所や搬入経路等の確保に努めます。

- 保管物資全体数の把握
 - 備蓄物資の活用
 - 自主防災組織等の所有物資の提供協力
- 物資分配に関するルール作り
 - 均等分配の原則
 - 優先的な配布
 - 要配慮者や要救助者等への必要物資の提供
 - 避難所外避難者への物資提供
- 災害対策本部への要請
 - 避難者数および必要物資等を把握し要請
- 近隣避難所との連携（原則として災害対策本部の指示による）
 - 市の分散備蓄物資等の調達
- 物資集積場所の確保・・・15ページ
 - 搬入→集積・管理→分配を負担なく行える集積場所の検討
 - 物資毎に集積場所を分ける
 - 飲料水、食糧
 - 生活必需物資
 - 衣類
 - 物資搬入車両の進入路や受取場所
- 物資管理体制
 - 物資の占有等の防止、警備体制

5 避難所外避難者への対応

大規模災害発生時には、避難所の収容人数を大きく超える避難者の発生が想定されているため、避難所へ来なくても必要な支援が受けられるよう在宅避難者（ライフライン等の停止により各種支援を必要としながら在宅で生活を送る市民）に対する必要な支援措置を講じる必要があります。

また、自動車等で寝起きする者、公園等で野営する者等、避難所や自宅以外の避難者についても状況を把握し、必要な支援措置を行う必要があります。

自動車内等の狭い空間で生活する避難所外避難者は、エコノミー症候群を引き起こす等、健康対策が必要となるため、極力避難所へ誘導するものとします。

- 避難所周辺の避難所外避難者全体像の把握
 - 自主防災組織等と連携した把握活動
 - 把握した状況を災害対策本部へ報告
- 避難所での支援体制の広報
- 在宅で生活を送る避難所外避難者への支援
 - 飲料水や食糧、生活必需物資等、避難所と同等の各種支援の提供
 - 在宅避難生活継続への支援
- 自動車、公園等の避難所外避難者への支援
 - 飲料水や食糧、生活必需物資等、避難所と同等の各種支援の提供
 - エコノミー症候群等の健康管理
 - 必要に応じて保健師等の見守り体制への引き継ぎ、避難所への誘導

6 飲料水の確保

飲料水は、備蓄している飲料水、小中学校の受水槽、飲料水兼用貯水槽、水道局配水池からの給水、自衛隊等や協定先企業等からの応急給水支援により飲料水の確保を行います。

<p>■飲料水の確保</p> <ul style="list-style-type: none">○備蓄飲料水の活用（2リットルペットボトル等）○受水槽からの貯留水の確保○飲料水兼用貯水槽 100 m³（中央公園、浜須賀中学校、萩園中学校、東小和田公園、茅ヶ崎公園野球場、浜之郷公園、西浜中学校、緑が浜小学校、しろやま公園）からの確保 <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">飲料水兼用貯水槽の操作、応急給水のルール 飲料水兼用貯水槽から避難所までの配送手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none">○配水池からの配給 <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">参考) 企業庁茅ヶ崎水道営業所管内の配水池 芹沢配水池、茅ヶ崎配水池、赤羽根配水池</p> <ul style="list-style-type: none">○自衛隊等や協定先企業等からの応急給水支援による確保 <p>■応急給水所の設置・・・15ページ</p> <ul style="list-style-type: none">○給水タンクや組立型水槽等を活用し避難所内に応急給水所を設置する際は、炊き出し場所や給水車の進入路等を考慮し、その設置場所を検討する。 <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">炊き出し場所との調整 給水車等の進入路や給水スペースを考慮 飲料水や生活用水の区別</p> <ul style="list-style-type: none">■飲料水の調達<ul style="list-style-type: none">○飲料水用ポリタンクでの調達○飲料水袋の活用■飲料水の配給<ul style="list-style-type: none">○飲料水配給ルールの作成 <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">市域全体での飲料水配給体制 避難所内での分配体制</p>

7 炊き出しの実施

長期化する避難生活の中では、避難所内での炊き出しの実施が必要となります。避難者自らが調理を担い、給食を提供するために、炊き出しの実施場所、実施方法等を決定します。

<p>■炊き出し実施場所の確保・・・15ページ</p> <ul style="list-style-type: none">○薪使用時は風向き等、煙の行先に配慮○調理→配給が容易な場所を検討 <p>■炊き出し実施のルール作り</p> <ul style="list-style-type: none">○調理担当の当番制（調理当番をグループ順に行う等）○衛生環境の確保○代表が受け取り、グループ内で分配する仕組み作り <p>■調理材料の確保</p> <ul style="list-style-type: none">○備蓄保存食の活用（乾燥米、レトルトおかゆ、クラッカー等）○家庭や地域の持ち寄り品の活用○自衛隊等や協定先企業等からの支援による確保
--

8 ごみ対策

長期化する避難生活においては大量のごみが発生します。

ごみ対策については、初動期よりゴミ捨て場を確保し、分別集積等のルール作り、カラスや野良猫対策としてブルーシートをかぶせる等、必要な措置を講じる必要があります。

- ごみ捨て場の確保・・・15ページ
 - ごみ回収車両の進入経路、回収作業の配慮
 - 避難生活に適したごみ集積場所の検討
 - 周辺住宅への配慮
- ごみ捨てに関するルール作り
 - 分別集積
 - カラスや野良猫対策
 - ごみ集積場所の管理

9 生活水の確保

避難生活を送る上では、仮設トイレの用水や洗濯等、飲料水以外の生活水の確保も必要となります。

避難生活が長引くにつれ、飲料水の確保と同様に生活水の確保が必要となります。生活水については、雨水の活用を図る等、避難所内での確保対策が必要となります。

- 生活水の用途
 - 組立型仮設トイレ（便の固形化を防ぐため、便槽内へ一定量の水を貯めておく）
 - 洗濯
 - 清掃
- 生活水の確保
 - プールの水をろ水機によりろ過水として活用
 - 雨水の貯水
 - 河川・農業用水路等の活用

10 その他

避難所の周辺で大規模火災が発生する等、避難所および避難者等へ危険が生じるおそれがあるときは、原則として災害対策本部へ状況報告を行うとともに、安全な広域避難場所や危険区域外の避難所等へ避難することも必要となります。

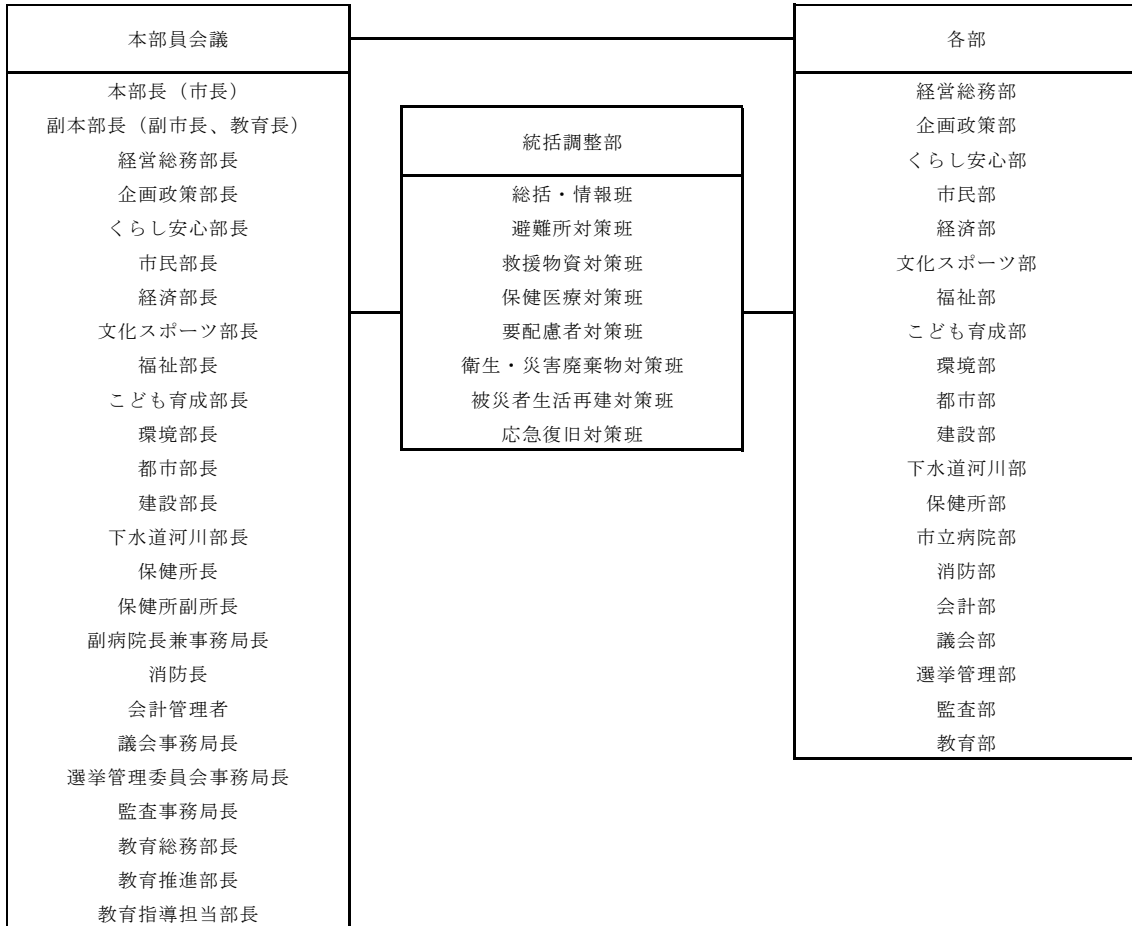
また、避難者の増加により受け入れが困難になった場合や、要配慮者等の福祉避難施設への搬送について、災害対策本部へ必要な指示をあおぎます。

- 大規模火災からの避難
 - 周辺被災状況の早期把握および災害対策本部への情報提供
 - 災害対策本部からの2次避難指示
 - 指示された避難先、避難経路の確認（周辺の被災状況）
 - 避難者への災害情報の周知（リスク情報、安全安心情報の提供）、混乱防止
 - 避難誘導の実施、誘導員の配置
 - 正門や校舎入口等へ避難所の一時的な閉鎖を明示
 - 2次避難所との連携
 - 2次避難所（2次避難施設、福祉避難施設）
 - 災害対策本部へ2次避難施設への誘導措置の実施確認（適当な施設の確認）
 - 災害対策本部へ要配慮者等の福祉避難施設への移送措置の依頼
- 介護や障害の程度、症状等の把握
平常時の介護サービス等の利用状況、介護サービス実施事業所等の把握
必要な支援内容、支援者の有無

その他

第1 茅ヶ崎市の災害対策本部組織

災害対策本部組織は、茅ヶ崎市災害対策本部条例（昭和38年条例第12号）および茅ヶ崎市災害対策本部運営要綱に定めるところによりますが、その概要は次のとおりです。



1 各組織の役割

(1) 本部員会議

本部員会議は、本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）および災害対策本部の各部長によって組織され、主として統括調整部が準備する応急対策に係る実施方針や措置案について審議、意思決定し、統括調整部および各部に対して対策の実行や新たな措置案の検討を指示します。

(2) 統括調整部の活動

統括調整部は、市民安全部防災対策課および重要な応急対策の主管課職員によって組織され、災害に係る情報の集約・分析、災害対策本部の活動方針の策定、重要な応急対策に係る実施計画や対策案の検討・調整を行い、本部長および本部員会議の意思決定を補佐するとともに、必要に応じて各部に対し必要な指示を行います。

(3) 各部の活動

災害対策本部の各部班は、本部長および本部員会議が決定した対策実施方針や実施構想等に基づき必要な応急対策活動を実行します。

また、必要に応じ統括調整部が検討した実施構想に基づき細部の実施計画や実施要領を検討し、その結果に基づき応急対策活動を実施します。

第2 災害対策地区防災拠点

市は、大規模地震等広域災害から市民の生命、身体および財産を保護し、災害時の情報収集・伝達および応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するため、公立小・中学校を地区防災拠点と位置づけ、あらかじめ定められた配備職員が従事します。

1 設置条件

- (1) 本市で震度5弱以上を観測したとき
- (2) 警戒宣言が発令されたとき
- (3) その他市長が必要と認めるとき

2 設置場所

公立小・中学校

3 配備職員

地区防災拠点の周辺に居住する職員および各小・中学校に所属する職員のうち必要最小限の職員をあらかじめ定め配備します。

4 配備職員の業務

- (1) 施設の安全確認（簡易的な応急危険度判定）
- (2) 災害対策本部との連絡調整
- (3) 学校管理者との連絡調整
- (4) 自主防災組織との連絡調整
- (5) 避難所の開設
- (6) 防災用資機材の活用
- (7) 避難者、必要物資等の把握
- (8) 地域の被災状況の把握（情報収集）
- (9) その他避難所運営上必要な業務

第3 避難所

役 割		施 設	数
避難所		公立小・中学校	32校
2次避難所	2次避難施設	県立高等学校	4校
		協定先私立学校	2校
		協定先企業等	6施設
	福祉避難施設	協定先社会福祉施設等	35施設

1 避難所の開設基準

地区防災拠点の設置とともに避難所を開設します。

2 2次避難所の開設基準

(1) 2次避難施設

2次避難施設は、原則として、多数の避難者により避難所における収容が困難な場合に、必要に応じ協定等に基づき開設します。

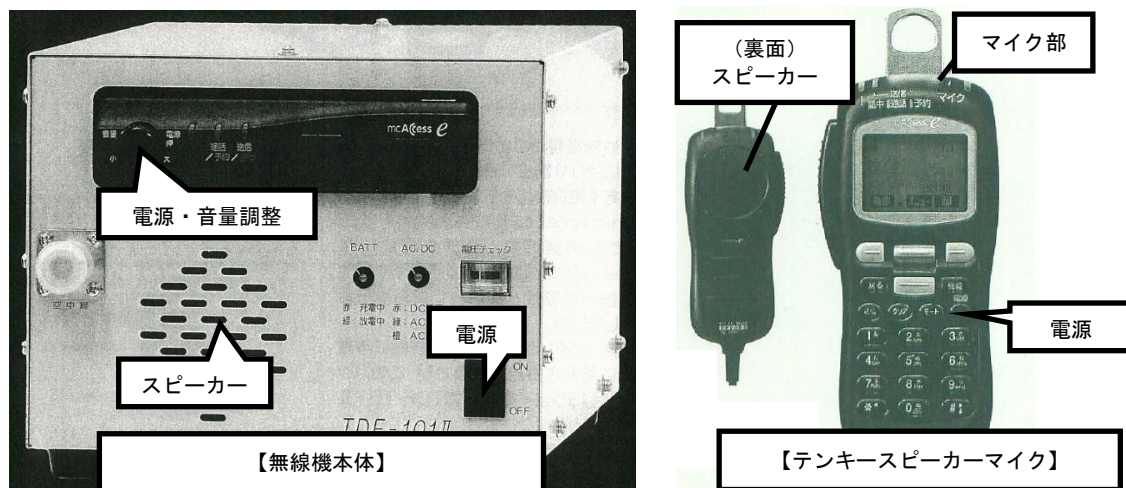
(2) 福祉避難施設

福祉避難施設は、原則として、避難所での生活が難しく、福祉措置等が必要な避難者の後方支援として、必要に応じ協定等に基づき開設します。

1 電源確認

停電時はバッテリーで稼働（約5～6時間）します。充電が切れたときは、情報収集セットの非常電源（ソーラーパネル・バッテリー）から充電が可能です。

また、車のシガーソケットから付属のコードを用いて電源を確保することができます。



電源の状態を確認して、電源が入っていない場合は電源を入れます。無線機またはテンキースピーカーマイクの電源キーを長押しします。（無線機バッテリー部電源が、「オン」であることを確認します。）

2 電波受信状況（アンテナレベル）の確認



電波の受信感度が悪い場合は、アンテナを動かして、レベルが一番高くなる（受信レベルの本数が多くなる）ところを探して設置します。

※公立小中学校における無線機の設置状況は、校舎の外部アンテナより無線機までアンテナコードを接続しているため、他へ持ち出すときは、接続部を回して外し、簡易アンテナを持ち出し、新たな場所で簡易アンテナと本体を接続します。

3 通信（個別通信）

(1) モードキーを押し、ディスプレイに「個別モード（個別〇〇〇）」を表示させます。



(2) 相手番号を入力します。

例) 防災対策課 901~905

(3) 相手を呼ぶ。(発信)

プレストークスイッチを押します。(一度押して離す。押し続け不要。)



(4) 相手につながると「ピッピー」という電子音が鳴り、テンキースピーカーマイクの上部のランプが緑色になります。



(5) 相手に呼びかける。(通話)

呼びかけられた相手の無線機では「ピーパー」という電子音が1度鳴るだけなので、音声で呼びかけます。(マイクは上部です。)

例) 「こちら、〇〇小学校、配備職員〇〇です。教育総務課、応答できますか？」
※呼びかけて、相手の応答がない等、双方の操作が5秒間ないと通信は自動的に遮断されます。3秒程度待っても応答がないときは、再度プレストークスイッチを押し呼びかけを行う等、繰り返しの呼びかけが効果的です。

○プレストークスイッチを押すと「ピッ」という電子音が鳴ります。

(電子音が鳴ってから話し始めます。)

○通話している間は、プレストークスイッチを押し続けます。

○プレストークスイッチを押している間 (こちらからの通話ができる状態) は、テンキースピーカーマイク上部のランプが2つ緑色になります。

○自分が話し終わったら、押していたプレストークスイッチを離します。

(6) 相手の通信を聞く。(通話)

呼びかけに対して相手の応答があると、テンキースピーカーマイクの上部のランプが赤色になり、音声が聞こえます。

(音声は、無線機のスピーカー、テンキースピーカーマイクの両方から聞こえます。)

(7) 相互に通話する。(通話)

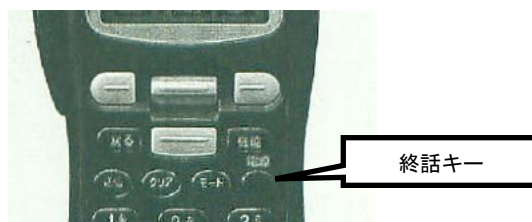
○自分が話すとき・・・プレストークスイッチを押し続ける。

○話し終わったら・・・プレストークスイッチを離す。

○相手が話しているとき・・・プレストークスイッチは押さない。

(8) 通話を終える(終話)

液晶画面右下の電話機マークのキー(電源・終話キー)を押すと終話します。



終話キーを押さなくても相互に5秒間操作をしないと自動的に終話します。

MCA無線の通信ポイント

- 通信の際は、発信施設名(学校名)、発信者氏名を名乗ります。
- 通信を行う際は、情報等をメモする筆記用具等を用意します。
- 通信は3分で自動的に遮断されます。要件を端的に取りまとめて通信します。
- 電話とは違い、互いに順番に話をするため、自分の話が終わったら、「～です。どうぞ。」と、自分の話が終わり、相手の番であることを促します。
- MCA無線機の特性として、通信相手を指定して発信し(通信回線を開き)通話を行うため、呼出し時は相手の無線機との通信がつながると「ピッピー」という電子音が鳴ります。呼びかけ時は、その音を聞いた後に話し始めます。
- 通話を開始する(プレストークスイッチ)を押すと「ピッ」という電子音が鳴るので、その後に話し始めます。(プレストークスイッチを押してから、一呼吸おいて話すイメージです。)
- 相手がプレストークスイッチを押しているときにこちらでも押すと、「プッププ」という電子音が鳴ります。その場合、相手がプレストークスイッチを離すのを待ちます。(相手がプレストークスイッチを離すと上部の赤いランプが消えます。)
- 停電時のバッテリー稼働時間は、「送信1：受信1：待受8」の稼働率で6時間程度の運用が可能です。

【防災対策課】

防災対策課1～5	901～905
----------	---------

【市庁舎内部局】

市民自治推進課	700	市民課	701	秘書広報課	702
建設総務課	703	資産経営課/文書法務課	704	契約検査課	705
安全対策課	706	産業振興課	707	農業水産課	708
雇用労働課	709	文化生涯学習課	710	スポーツ推進課	711
男女共同参画課	712	福祉政策課	713	障がい福祉課	714
高齢福祉介護課	715	資源循環課	716	都市政策課	717
建築指導課	718	開発審査課	719	道路管理課1	720
道路管理課2	721	下水道河川総務課	722	下水道河川管理課	723
保健企画課	724	地域保健課	725	衛生課	726
教育総務課1	727	教育総務課2	728	青少年課	729
社会教育課	730	図書館	688		

【公共施設等】

小出支所1	600	小出支所2	601	辻堂駅前出張所	602
ハマミーナ出張所	603	香川駅前出張所	604	茅ヶ崎駅前市民窓口センター	605
茅ヶ崎市斎場	606	浜須賀会館	610	南湖会館	611
茅ヶ崎コミセン	612	鶴嶺東コミセン	613	小出コミセン	614
小和田コミセン	615	海岸コミセン	616	コミセン湘南	617
鶴嶺西コミセン	618	高砂コミセン	619	松浪コミセン	620
市民活動サポートセンター	621	シルバー人材センター	630	市民文化会館	640
美術館	641	柳島スポーツ公園	650	旧体育館	651
環境事業センター(業務担当)	660	環境事業センター(管理担当)	661	今宿ポンプ場	670
柳島記念館	671	小和田公民館	680	香川公民館	681
鶴嶺公民館	682	松林公民館	683	南湖公民館	684
文化資料館	685	青少年会館	686	うみかぜテラス	687
図書館	688				

【公立小学校】

茅ヶ崎小学校	500	鶴嶺小学校	501	松林小学校	502	西浜小学校	503
松浪小学校	504	梅田小学校	505	香川小学校	506	浜須賀小学校	507
鶴が台小学校	508	柳島小学校	509	小和田小学校	510	円蔵小学校	511
今宿小学校	512	室田小学校	513	東海岸小学校	514	小出小学校	515
浜之郷小学校	516	緑が浜小学校	517	汐見台小学校	518		

【公立中学校】

第一中学校	530	鶴嶺中学校	531	松林中学校	532	西浜中学校	533
松浪中学校	534	梅田中学校	535	浜須賀中学校	536	鶴が台中学校	537
中島中学校	538	北陽中学校	539	円蔵中学校	540	萩園中学校	541
赤羽根中学校	542						

【高校等】

県立茅ヶ崎高校	550	県立茅ヶ崎北陵高校	551	県立鶴嶺高校	552
県立茅ヶ崎西浜高校	553	アレセア中学・高校	554	県立茅ヶ崎養護学校	555

【医療機関等】

市立病院	400	茅ヶ崎医師会	401	地域医療センター	402
茅ヶ崎中央病院	403	茅ヶ崎新北陵病院	404	長岡病院	405
茅ヶ崎徳洲会病院	406	湘南東部総合病院	407		

【福祉施設等】

茅ヶ崎市社会福祉協議会	300	福祉総合援助施設 空と海	301	ひざしの丘	302
つつじ学園	303	社会福祉法人 碧	304	特別支援相談事業所 ちがさきの木魂	305
ちがさき A・UN (あ・うん)	306	特別養護老人ホーム カトリアホーム	310	特別養護老人ホーム 芹沢ホーム	311
特別養護老人ホーム アザリアホーム	312	特別養護老人ホーム ふれあいの森	313	特別養護老人ホーム 湘南ベルサイド	314
特別養護老人ホーム 汐見台パシフィックステージ	315	特別養護老人ホーム つるみね	316	特別養護老人ホーム 湘南くすの木	317
特別養護老人ホーム ハビネス茅ヶ崎	318	介護老人保健施設 ふれあいの丘	319	老人保健施設 茅ヶ崎浜之郷	321
介護老人保健施設 ふれあいの渚	322	介護老人保健施設 ケアパーク茅ヶ崎	323	ケアハウスふれあいの里	324
ケアセンター茅ヶ崎元町	325	萩園ケアセンター	326	松林ケアセンター	327
湘南鬼瓦	328	ふれあいの麗寿	329	リフシア萩園	330
リフシア香川	331	リフシア矢畑	332		

資料3 避難情報（警戒レベル）等と住民等がとるべき行動

発令の状況	行動を促す状況	住民等がとるべき行動
災害が発生又は切迫している	警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ■命の危険、直ちに安全確保 ○指定緊急避難場所等編への立退き避難することがかえって危険である場合
災害が発生するおそれが高い	警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ■危険な場所から全員避難 ○危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する
災害が発生するおそれがある	警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ■危険な場所から高齢者等は避難 ○高齢等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する ○高齢者等以外の人も必要に応じて、外出の見合わせや、避難の準備、自主的な避難を開始する

資料4 広域避難場所一覧表

令和4年1月1日現在

	名称	使用可能面積	収容人数
1	第一カッターきいろ公園（中央公園）、市役所、市民文化会館、総合体育館、電源開発株式会社、市体育館、梅田小・中学校	88,017㎡	44,000人
2	茅ヶ崎公園	24,251㎡	12,120人
3	県立茅ヶ崎高等学校、京急茅ヶ崎自動車学校、TOTO株式会社茅ヶ崎工場、真如苑湘南支部	44,926㎡	22,460人
4	湘南カントリークラブゴルフ場	552,352㎡	276,170人
5	スリーハンドレッドクラブゴルフ場	460,244㎡	230,120人
6	GDO茅ヶ崎ゴルフリンクス、浜須賀小学校	120,262㎡	60,130人
7	県立茅ヶ崎西浜高等学校、太陽の郷、西浜中学校	38,767㎡	19,380人
8	県立茅ヶ崎里山公園	134,377㎡	67,180人
9	県立茅ヶ崎北陵高等学校	35,381㎡	17,690人
10	鶴が台小・中学校、鶴が台保育園、鶴が台団地	123,448㎡	61,720人
11	円蔵小・中学校、円蔵スポーツ広場、県立鶴嶺高等学校	44,731㎡	22,360人
12	赤羽根中学校	11,330㎡	5,660人
13	湘南 CORUN ENERGY 株式会社	20,396㎡	10,190人
14	田端スポーツ公園	52,666㎡	26,330人
15	県立茅ヶ崎養護学校	13,967㎡	6,980人
16	浜之郷小学校	9,163㎡	4,580人
17	平塚総合グラウンド、平和学園グラウンド	21,303㎡	10,650人
18	神奈川県衛生研究所	5,801㎡	2,900人
19	中島中学校	14,137㎡	7,060人
20	柳島スポーツ公園	59,581㎡	29,790人
21	汐見台小学校、県立湘南汐見台公園、松下政経塾	36,827㎡	18,410人
	合 計	1,911,927㎡	955,880人

(注) 使用可能面積：周辺で延焼火災が発生した際のふく射熱の影響を計算した結果、避難場所となりうる面積。

(注) 収容人数：使用可能面積を2㎡/人で割った数字の10人未満を切り捨てた人数。

資料5 災害対策地区防災拠点（避難所）一覧表

令和4年1月1日現在

	学 校 名	体育館面積	特別教室面積	普通教室面積	合計面積	収容人数
1	茅ヶ崎 小学校	917㎡	1,011㎡	1,751㎡	3,679㎡	1,839人
2	鶴 嶺 小学校	934㎡	1,011㎡	1,591㎡	3,536㎡	1,768人
3	松 林 小学校	911㎡	930㎡	2,000㎡	3,841㎡	1,920人
4	西 浜 小学校	926㎡	1,122㎡	1,342㎡	3,390㎡	1,695人
5	小 出 小学校	698㎡	1,201㎡	923㎡	2,822㎡	1,411人
6	松 浪 小学校	929㎡	1,127㎡	1,978㎡	4,034㎡	2,017人
7	梅 田 小学校	919㎡	1,506㎡	1,782㎡	4,207㎡	2,103人
8	香 川 小学校	930㎡	1,211㎡	2,255㎡	4,396㎡	2,198人
9	浜須賀 小学校	926㎡	1,052㎡	1,909㎡	3,887㎡	1,943人
10	鶴が台 小学校	926㎡	1,534㎡	764㎡	3,224㎡	1,612人
11	柳 島 小学校	925㎡	1,445㎡	1,336㎡	3,706㎡	1,853人
12	小和田 小学校	947㎡	1,108㎡	1,451㎡	3,506㎡	1,753人
13	円 蔵 小学校	923㎡	1,059㎡	1,146㎡	3,128㎡	1,564人
14	今 宿 小学校	925㎡	1,186㎡	1,388㎡	3,499㎡	1,749人
15	室 田 小学校	926㎡	1,117㎡	1,325㎡	3,368㎡	1,684人
16	東海岸 小学校	938㎡	980㎡	1,675㎡	3,593㎡	1,796人
17	浜之郷 小学校	1,036㎡	841㎡	1,300㎡	3,177㎡	1,588人
18	緑が浜 小学校	1,094㎡	1,303㎡	780㎡	3,177㎡	1,588人
19	汐見台 小学校	1,032㎡	1,334㎡	1,036㎡	3,402㎡	1,701人
20	第 一 中学校	1,706㎡	2,205㎡	1,336㎡	5,247㎡	2,623人
21	鶴 嶺 中学校	725㎡	1,457㎡	1,199㎡	3,381㎡	1,690人
22	松 林 中学校	1,271㎡	1,477㎡	1,082㎡	3,830㎡	1,915人
23	西 浜 中学校	803㎡	1,542㎡	636㎡	2,981㎡	1,490人
24	松 浪 中学校	705㎡	1,242㎡	886㎡	2,833㎡	1,416人
25	梅 田 中学校	765㎡	1,468㎡	693㎡	2,926㎡	1,463人
26	鶴が台 中学校	791㎡	2,058㎡	764㎡	3,613㎡	1,806人
27	浜須賀 中学校	819㎡	1,457㎡	1,400㎡	3,676㎡	1,838人
28	北 陽 中学校	815㎡	1,478㎡	891㎡	3,184㎡	1,592人
29	中 島 中学校	805㎡	1,360㎡	757㎡	2,922㎡	1,461人
30	円 蔵 中学校	822㎡	1,826㎡	883㎡	3,531㎡	1,765人
31	赤羽根 中学校	800㎡	1,750㎡	832㎡	3,382㎡	1,691人
32	萩 園 中学校	860㎡	1,704㎡	832㎡	3,396㎡	1,698人
	合 計	29,449㎡	43,102㎡	39,923㎡	112,474㎡	56,230人

(注) 収容人数：合計面積を2㎡/人で割った数字の小数点以下切り捨てた人数。

(注) 面積及び収容人数は、普通教室等の配置状況により変動する。

資料6 2次避難施設

令和4年1月1日現在

	名 称	所 在 地	面 積	収容人数
1	県立茅ヶ崎高等学校	本村 3-4-1	1,732 m ²	866 人
2	県立茅ヶ崎北陵高等学校	下寺尾 515	330 m ²	164 人
3	県立鶴嶺高等学校	円蔵 1-16-1	1,456 m ²	728 人
4	県立茅ヶ崎西浜高等学校	南湖 7-12869-11	1,019 m ²	509 人
5	TOTO株式会社茅ヶ崎工場	本村 2-8-1	935 m ²	467 人
6	モリタ宮田工業株式会社	下町屋 1-1-1	972 m ²	486 人
7	学校法人平和学園	富士見町 5-2	2,052 m ²	1,026 人
8	株式会社アルバック	萩園 2500	— m ²	800 人
9	アルバックテクノ株式会社	萩園 2609-5	— m ²	200 人
10	真如苑	小桜町 1-38	— m ²	— 人
11	神奈川県衛生研究所	下町屋 1-3-1	— m ²	— 人
12	学校法人文教大学学園	行谷 1100	— m ²	— 人

(注) 収容可能人数：合計面積を2 m²/人で割った数字の小数点以下切り捨てた人数。

資料7 福祉避難施設

令和4年1月1日現在

障害者対象施設(協定先)		所 在 地
1	県立茅ヶ崎養護学校(県立茅ヶ崎養護学校)	西久保 29-1
2	湘南鬼瓦(社会福祉法人翔の会)	甘沼 123-2
3	空と海(社会福祉法人翔の会)	芹沢 786
4	湘南つつみ苑(社会福祉法人ひざしの丘)	堤 4289-3
5	つつじ学園(社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団)	松が丘 2-8-51
6	複合支援施設 ちがさきA・UN(社会福祉法人翔の会)	今宿 473-1
7	ちがさきの木魂(社会福祉法人翔の会)	松が丘 1-6-35
8	クロスK(社会福祉法人碧)	萩園 2349-33
高齢者対象施設(協定先)		所 在 地
1	ケアセンター茅ヶ崎元町(社会福祉法人麗寿会)	元町 10-33
2	萩園ケアセンター(社会福祉法人翔の会)	萩園 1215-4
3	特別養護老人ホーム つるみね(社会福祉法人茅徳会)	西久保 596
4	特別養護老人ホーム 湘南ベルサイド(社会福祉法人かがやき)	中島 736-1
5	介護老人福祉施設 ハピネス茅ヶ崎(社会福祉法人讃助の会)	甘沼 865-1
6	特別養護老人ホーム 湘南くすの木(社会福祉法人松宝苑) デイサービスセンター 湘南くすの木	松林 3-4-6
7	松林ケアセンター(社会福祉法人慶寿会)	松林 3-9-28
8	特別養護老人ホーム 汐見台パシフィックステージ(社会福祉法人湘南望青会)	汐見台 3-10
9	ケアハウス ふれあいの里(社会福祉法人麗寿会)	行谷 582-1

10	特別養護老人ホーム 芹沢ホーム(社会福祉法人米寿会)	芹沢 932
11	特別養護老人ホーム アザリアホーム(社会福祉法人湘南福寿会)	堤 691
12	特別養護老人ホーム カトレアホーム(社会福祉法人慶寿会)	下寺尾 1835-2
13	特別養護老人ホーム ふれあいの森(社会福祉法人麗寿会)	下寺尾 1928
14	介護老人保健施設 ふれあいの丘(医療法人社団康心会)	行谷 602-1
15	介護老人保健施設 ふれあいの渚(医療法人社団康心会)	中島 1220
16	介護老人保健施設 茅ヶ崎浜之郷(医療法人徳洲会)	浜之郷 8-1
17	介護老人保健施設 ケアパーク茅ヶ崎(医療法人社団村田会)	甘沼 151
18	リフシア萩園(株式会社リフシア)	萩園 2822-1
19	リフシア松林(株式会社リフシア)	松林 2-6-34
20	リフシア柳島(株式会社リフシア)	柳島海岸 19-16-19
21	リフシア松が丘(株式会社リフシア)	松が丘 2-10-47
22	リフシア香川(株式会社リフシア)	香川 3-29-7
23	リフシア浜之郷(株式会社リフシア)	浜之郷 738-1
24	リフシア矢畑(株式会社リフシア)	矢畑 63-1
25	特別養護老人ホーム ふれあいの麗寿(社会福祉法人麗寿会)	南湖 1-6-15
26	複合支援施設 ちがさきA・UN(社会福祉法人翔の会)	今宿 473-1
27	介護老人保健施設 ふれあいの百合(医療法人社団康心会)	南湖 1-6-14

資料8 医療救護所

	名称	所在地	救護所等開設予定場所
1	第一中学校	東海岸南 4-10-1	家庭科室、心の教室
2	鶴嶺中学校	浜之郷 500	保健室、被服室
3	松林中学校	室田 3-1-1	木工室、サポートルーム
4	西浜中学校	南湖 6-15-3	保健室、製図室、工作室
5	松浪中学校	松浪 2-6-47	第1理科室、工作室
6	梅田中学校	十間坂 3-6-25	調理室、技術科室
7	鶴が台中学校	鶴が台 2-7	保健室
8	浜須賀中学校	松が丘 2-8-54	第一・第二理科室
9	北陽中学校	下寺尾 1660	保健室、家庭科室
10	中島中学校	中島 1469-2	技術室、第二理科室
11	円蔵中学校	円蔵 1-15-1	保健室、1階プレイルーム、特別支援学級A教室
12	小和田小学校	小和田 3-10-1	第1理科室(被服室)
13	萩園中学校	萩園 2425	多目的ホール、被服室
14	地域医療センター	茅ヶ崎 3-4-23	診療室等

※小和田小学校は平成31年2月15日より医療救護所として指定。

※地域医療センターは医療救護本部出先機関、医薬品集積所の機能を兼ねる。

資料 9 災害拠点病院・災害協力病院

災害拠点病院

医療機関名	所在地	電話番号
茅ヶ崎市立病院	本村 5-15-1	0467-52-1111

災害協力病院

医療機関名	所在地	電話番号
医療法人徳洲会 茅ヶ崎徳洲会病院	幸町 14-1	0467-58-1311
湘南東部総合病院	西久保 500	0467-83-9111
寒川病院	寒川町宮山 193	0467-75-6680

資料 10 市内医療機関

令和 4 年 1 月 1 日現在

医療機関名	所在地	電話番号
湘南健康管理クリニック	茅ヶ崎 2-2-3	0467-86-6570
茅ヶ崎中央病院	茅ヶ崎 2-2-3	0467-86-6530
池原内科クリニック	茅ヶ崎 2-5-30 湘南薬品ビル 1 階	0467-88-0055
茅ヶ崎市 休日・夜間急患診療所	茅ヶ崎 3-4-23	0467-38-7532
ラスカ茅ヶ崎さとう眼科	元町 1-1 ラスカ茅ヶ崎 6 階	0467-39-6643
湘南いしぐろクリニック	元町 2-4 山鉄ビル 6 階	0467-57-1100
弓削耳鼻咽喉科	元町 4-33	0467-86-8368
ゆみ眼科	元町 6-5 山岡ビル 3 階	0467-86-1005
山岡クリニック	元町 6-5	0467-87-6221
じんざクリニック	元町 6-13 ルミスタル茅ヶ崎 1 階	0467-88-5510
早川眼科	元町 6-13	0467-87-5343
医療法人社団成和会 いしい整形外科	元町 15-1 メディコム元町	0467-82-6766
なつ皮ふ科	元町 16-4	0467-84-7412
おおさこ医院	元町 18-1	0467-86-8393
皮フ科・斎藤医院	若松町 1-5	0467-82-3826
森田内科医院	若松町 6-23	0467-87-0531
茅ヶ崎南口クリニック	幸町 2-10 ジョイ茅ヶ崎パート 1 207 号	0467-53-7004
シーサイド眼科茅ヶ崎	幸町 2-18 武藤ビル 2 階	0467-33-4335
おの皮ふ科クリニック	幸町 3-32 ブレイビル 3 階	0467-84-5885
ライフクリニック	幸町 3-32 ブレイビル 2 階	0467-84-6577
医療法人社団 順風会 茅ヶ崎メディカルクリニック	幸町 5 - 8 - 201	0467-58-3958
茅ヶ崎セントラルクリニック	幸町 6-1	0467-87-3322
田村小児科	幸町 6-16 キャロルマンション 201 号	0467-86-0415
医療法人徳洲会 茅ヶ崎徳洲会病院 ※ 2	幸町 14-1	0467-58-1311

医療機関名	所在地	電話番号
幸町クリニックなごみ	幸町 16-2MKビル3階	0467-86-0753
下田産婦人科医院	幸町 19-8	0467-82-6781
相州メンタルクリニック茅ヶ崎	幸町 21-3 エニマツ茅ヶ崎駅前ビル8階	0467-84-6550
茅ヶ崎金沢内科クリニック	幸町 22-6-202 ジョイ茅ヶ崎第二ビル	0467-87-8282
川原眼科医院	幸町 24-1	0467-82-2830
茅ヶ崎駅北口眼科クリニック	新栄町 1-1 山治ビル2階	0467-57-5066
ひきのクリニック	新栄町 1-1 山治ビル2階東	050-1561-0985
内山クリニック	新栄町 1-4 大黒屋富田ビル3F	0467-87-6511
林糖尿病内科クリニック	新栄町 3-2AbeasaMedical 2階	0467-84-0884
おおつか形成外科クリニック	新栄町 3-2 阿部浅ビル2階	0467-58-2000
茅ヶ崎わかば内視鏡クリニック	新栄町 3-2 阿部浅ビル3階	0467-38-8590
茅ヶ崎信愛クリニック	新栄町 5-8	0467-82-2554
茅ヶ崎泌尿器科・皮フ科	新栄町 6-14 サ・パークハウス茅ヶ崎 1階	0467-89-6000
今泉クリニック	新栄町 7-1 岸ビル3F	0467-85-2121
湘南えぼし整形外科	新栄町 7-5 1階	0467-87-0022
緑の湘南皮フ科クリニック	新栄町 7-16 日光堂ビル2階	0467-88-7860
湘南あかしあクリニック	新栄町 9-9 喜久本プラザビル1階	0467-84-0234
医療法人社団修林会 青木クリニック	新栄町 13-45 鴨志田ビル5階	0467-84-5223
ちぐさ眼科	新栄町 13-45 鴨志田ビル3F	0467-84-0988
茅ヶ崎ウエストサイドクリニック	新栄町 13-45 鴨志田ビル2階1号室及び4階	0467-81-3826
茅ヶ崎こどもの森クリニック	本村 4-22-23	0467-50-1260
湘南みわクリニック	本村 4-22-25	0467-50-1611
茅ヶ崎市立病院 ※1	本村 5-15-1	0467-52-1111
はしもと脳神経外科クリニック	十間坂 1-1-28	0467-86-8410
高橋医院	十間坂 1-2-16	0467-82-2231
恵愛クリニック	十間坂 3-14-3	0467-88-2708
メンタルクリニック ちがさき	共恵 1-2-4 木村ビル301号室	0467-40-3063
けやきの森心療クリニック	共恵 1-7-11 わけ茅ヶ崎 3階	0467-88-6663
共恵内科クリニック	共恵 1-11-9 アイリス湘南 1階	0467-73-7011
堀越医院	共恵 2-5-52	0467-82-4641
佐久間クリニック	南湖 2-13-31	0467-89-2810
海老原耳鼻咽喉科医院	南湖 2-14-5	0467-82-8053
茅ヶ崎産婦人科医院	南湖 2-15-36	0467-83-3413
西浜内科クリニック	南湖 3-4-35	0467-86-8183

医療機関名	所在地	電話番号
医療法人社団正次会 成田クリニック	南湖 5-1-12	0467-58-6222
オアシスクリニック	南湖 5-20-10	0467-50-0730
高田医院	南湖 6-17-18	0467-82-2541
福山クリニック	中海岸 1-1-7	0467-58-5204
近藤クリニック	中海岸 3-8-43	0467-83-2451
五島耳鼻咽喉科医院	東海岸北 1-1-16	0467-85-6124
イトウ眼科	東海岸北 1-2-19	0467-83-7771
笹井医院	東海岸北 1-7-15	0467-82-2737
前川クリニック	東海岸北 2-1-44	0467-86-0120
医療法人社団 加藤医院	東海岸北 2-1-52	0467-82-2602
ちがさき整形外科クリニック	東海岸北 2-1-52 2階	0467-58-6226
中村メンタルクリニック	東海岸北 2-1-55KNビル2F	0467-83-7878
茅ヶ崎東海岸クリニック	東海岸北 2-8-6	0467-85-3353
みよし内科クリニック	東海岸北 3-4-36	0467-39-6711
守屋おとなこどもクリニック	東海岸北 3-10-14	0467-86-5834
医療法人社団五陽会 愛生会クリニック	東海岸北 5-10-48	0467-88-6560
内倉整形外科	東海岸北 5-11-10 1F	0467-84-0070
茅ヶ崎クリニック	東海岸南 1-22-1	0467-86-2123
サザンクリニック耳鼻咽喉科	東海岸南 2-1-1 ジュネスビル1階	0467-87-4338
みうらレディースクリニック	東海岸南 4-11-41	0467-59-4103
しながわこどもクリニック	東海岸南 5-1-22	0467-81-3121
町田胃腸科外科医院	萩園 2305-27	0467-85-2013
湘南東部クリニック	西久保 117	0467-84-6882
湘南東部総合病院 ※2	西久保 500	0467-83-9111
オリーブクリニック	円蔵 1365	0467-51-1081
至誠堂医院	円蔵 2427-8	0467-85-2101
新泉こころのクリニック	円蔵 2443-6	0467-55-8051
ともの整形外科クリニック	円蔵 2512-6	0467-87-7178
医療法人寿会 大木医院	円蔵 1-24-32	0467-52-0085
藤川整形外科	円蔵 1-23-13	0467-51-2121
井上内科クリニック	矢畑 725-1	0467-83-6565
茅ヶ崎耳鼻咽喉科クリニック	矢畑 725-1	0467-59-4133
小杉クリニック	浜之郷 952-95	0467-82-8526
つや子プライマリーケアクリニック	浜之郷 1224-4 パラソ 1F	080-7612-0201
湘南キッズクリニック	今宿 181-1	0467-84-0866

医療機関名	所在地	電話番号
富山皮膚科	香川 1-11-25	0467-51-7755
かつまた小児クリニック	香川 1-38-18	0467-54-5588
緒方医院	香川 4-4-23	0467-57-7353
香川クリニック	香川 6-8-33	0467-52-9687
原クリニック	高田 2-1-23	0467-54-5400
増沢クリニック	高田 4-7-12	0467-54-0311
医療法人 和田内科医院	高田 5-1-19	0467-51-8221
あらまき眼科	高田 5-1-15 エスケ-メデ`ィックビル 1F	0467-55-2055
山崎耳鼻咽喉科医院	高田 5-2-3	0467-51-5030
水沼医院	高田 5-5-10	0467-52-5550
三輪内科クリニック	松風台 24-15	0467-52-3969
湘南中央クリニック	松林 1-16-52	0467-52-5252
かごた整形外科クリニック	松林 2-5-33	0467-55-1710
茅ヶ崎みみ・はな・のどクリニック	松林 2-10-18	0467-50-1135
おおえ内科クリニック	松林 2-12-47	0467-55-2325
小松田クリニック	松林 3-3-10 1F	0467-54-7778
やまもと内科クリニック	みずき 2-8-1	0467-40-4976
おひさまクリニック 湘南	みずき 4-9-16	0467-55-2515
湘南みずき内科クリニック	みずき 4-9-20	0467-50-3320
医療法人社団オーエフシーおざさ医院	菱沼 1-4-11	0467-55-0201
みやさきクリニック	小和田 1-7-28-2	0467-40-5411
佐藤クリニック	小和田 3-1-2	0467-51-3550
平野こどもクリニック	本宿町 3-6	0467-54-7775
前田整形外科・内科クリニック	ひばりが丘 1-10	0467-85-4312
湘南すずきクリニック	ひばりが丘 7-10	0467-84-0630
湘南リウマチ膠原病内科	美住町 5-4	0467-83-5566
丸山内科クリニック	美住町 14-10	0467-88-1101
医療法人社団m a m a C L I N I C 茅ヶ崎 m a m a クリニック	常盤町 1-29	0467-57-4120
医療法人社団 新家クリニック	富士見町 11-4	0467-26-8801
野村消化器内科	富士見町 15-1	0467-84-3987
兼本内科循環器科クリニック	平和町 4-26	0467-88-1231
兼本眼科医院	平和町 4-26	0467-87-1511
えのもと耳鼻咽喉科	平和町 13-7	0467-85-0322
医療法人 大野クリニック	緑が浜 4-29	0467-88-0330

医療機関名	所在地	電話番号
緑が浜こどもクリニック	緑が浜 7-3	0467-82-8561
はまたけ診療所	浜竹 2-5-24	0467-38-7612
真下医院	浜竹 2-6-19	0467-87-2981
三上医院	浜竹 3-1-23	0467-82-0322
加納外科・整形外科医院	浜竹 3-3-14	0467-82-7472
蓮沼眼科クリニック	浜竹 3-4-2	0467-87-4005
佐藤医院	浜竹 3-4-50	0467-82-0677
やまぐちクリニック	浜竹 3-4-53	0467-82-2760
にわ小児クリニック	松浪 1-3-21	0467-88-1868
こどもクリニック松が丘	松が丘 2-1-19	0467-82-3818
医療法人社団松が丘内科クリニック	松が丘 2-8-20	0467-87-0363
二階堂整形外科クリニック	浜見平 3-1BRANCH 茅ヶ崎 2 1 階	0467-88-1154
はまみこどもくりにつく	浜見平 11-1BRANCH 茅ヶ崎 2 階	0467-84-8972
茅ヶ崎はまかぜ皮膚科	浜見平 11-1BRANCH 茅ヶ崎 2 階	0467-89-4112
浜見平診療所	浜見平 11-1BRANCH 茅ヶ崎 1 階	0467-82-0727
田口眼科	浜見平 17-13	0467-82-8868
こずえ心療クリニック	浜見平 17-13	0467-82-1838
小沢整形外科	浜見平 17-13	0467-82-5181
医療法人行徳会 鶴が台菅原医院	鶴が台 10-7-103	0467-52-3275
茅ヶ崎新北陵病院	行谷 583-1	0467-53-4111
特定医療法人社団湘南健友会 長岡病院	芹沢 598 番地	0467-53-1811
湘南さくら病院	下寺尾 1833	0467-54-2255

※1 災害拠点病院

※2 災害協力病院

資料 11 公立小・中学校防災用コンテナ備蓄倉庫備蓄資機材基準

備品種別	品名	規格	数量
飲料水	ろ水機一式		1台
	水槽	0.5t組立て式	1台
	ポリタンク	7ℓ用	25個
	給水タンク一式	250ℓ	4台
	給水袋	6ℓ	40枚
給食	炊飯器一式	LPG.薪兼用	1台
	おたま	アルマイト製	3個
	ひしゃく	アルマイト製	2個
寝具	毛布	真空パック	30枚
救助器具	金てこ棒	1500×32φ	5本
	掛矢		3本
	鋸	片刃 390mm	5本
	つるはし		2本
	スコップ		2本
	担架		2台
	ロープ	50m、30m、20m	10本
医療品	救急セット一式	アルミ製箱入り	1箱
トイレ	仮設組立トイレ	容量300ℓ	2台
	簡易トイレ	プラスチック製	2台
電気備品	発電機	HONDA・YANMER	3台
	投光器	HONDA・YANMER	3台
	コードリール	30m	3台
燃料	燃料タンク	20ℓ	2缶
その他	脚立	アルミ製	2脚
	台車		1台
	リヤカー		1台
	プライベートテント	1人用	10台
	LEDライト		3台
	ポータブルテレビ		1台

災害トイレ用汚物処理セット取扱い説明書

汚物処理剤〔脱臭・除菌・凝固〕使用タイプ 茅ヶ崎市

洋式トイレ専用受けバックは可動式便座付きトイレならすべて使用出来ます。



- ① 専用受けバックを取り付けます。
※便座をあげ便器の後に合わせて置き、便座でおさえます。



•専用受けバックはそのまま使用出来ません。

1セットの内容

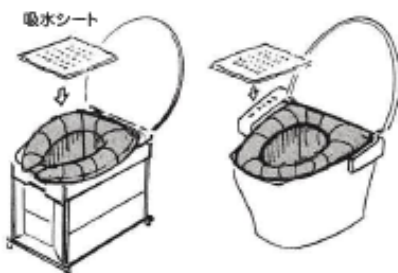
①強力脱臭剤配合汚物処理剤(1包30g入).....	100包
②汚物処理袋.....	100枚
③高分子吸水シート.....	100枚
④保管袋.....	10枚
⑤多目的雑袋.....	10枚
⑥洋式用受け袋(受けバック).....	1枚
⑦サナシューレスフラワー(20パック入り)...	1箱
⑧取扱説明書.....	2枚

⑦サナシューレスフラワーの使用方法
本体付属袋セットがなくなった場合、大きめの袋(保管袋等)1枚に1パック入れて使用して下さい。(貯留式)

可動式便座のない簡易トイレ(組立式簡易トイレ等)には汚物処理袋を上からトイレの中にさし込みセットします。



- ② 汚物処理袋を取り付け吸水シートをセットします。
※汚物処理袋を便座の上から便座全体をカバーして取り付け、吸水シート1枚を底にセットします。



- ④ 汚物処理袋を取り出します。使用後の袋は静かに取り出し中の空気を出し、口をしっかりと結びます。
更に保管袋に入れて一時保管します。袋が一杯になったら口をしっかりと結んで下さい。



- ③ 排便、排尿後、汚物処理剤を振りかけます。
※汚物処理剤1包を、3回～4回に分けて御使用ください。



•受けバックはセットしたままにしておきます。
•一度セットすれば何回も使用出来ます。

●最後の処理については、定められた方式に従って下さい。

避難所開設セット

【用紙類】

- A3 白紙 (500 枚入/1 束)
- A4 白紙 (500 枚入/1 束)
- 様式各種 (様式1/10枚、様式2-1/215枚、様式2-2/150枚、様式3/100枚、様式4/50枚、様式5/50枚、様式6/50枚、様式7/50枚、様式8/50枚、様式9/50枚、様式10-1/50枚)
- 張り紙 (「受付」、「本部」、「立入禁止」等…次ページ参照)
- クリップボード (バインダー) (5枚)

【筆記具類】

- 黒ボールペン (10 本入/1 箱)
- 黒マジック太 (10 本入/1 箱)
- ホワイトボードマーカー
(黒・赤・青 各4本)

【図面類】

- 周辺地図
- クラスタ分布図

【その他】

- 避難所運営マニュアル (1 部)
- 養生テープ (4 巻)
- スズランテープ (2 巻)
- はさみ (5 丁)
- ホッチキス (2 個)
- ダブルクリップ (100 個入/1 箱)
- ポストイット (25 個入/1 箱)
- 単4形電池 (40 本入/1 箱)
- ガムテープ (2 巻)
- 小巻ロープ (1 巻)
- セロハンテープ (10 巻)
- カッター (5 本)
- ホッチキス針 (10 個入/1 箱)



【避難所開設セット張り紙一覧】

表示	サイズ	枚数
本部	A4	3
受付	A3	3
	A4	3
立入禁止	A3	10
通行禁止	A3	10
危険	A4	10
使用不可	A4	10
使用可能	A4	10
避難スペース	A3	3
	A4	3
救護スペース	A3	3
	A4	3
要援護者用スペース	A3	3
	A4	3
更衣室	A3	5
	A4	5
授乳室	A3	3
	A4	3
男性用	A4	10
女性用	A4	10
避難所内での飲酒・喫煙は禁止	A3	5
土足禁止	A3	5

災害対策地区防災拠点の初動期応急危険度判定調査票

調査日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 午前・午後 _____ 時

調査建物 _____ 小学校・中学校 _____ 体育館・校舎

調査者 _____

調査 1 (外観調査)

一見して危険と判断できるか？ (該当する場合は番号に○を付けて調査終了)

1	建築物全体又は一部の崩壊・落階	調査終了
2	基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ	調査終了
3	建築物全体又は一部の著しい傾斜	調査終了
4	外観上は一見して危険とは判断できない	調査 2 へ進む

調査 2 (落下危険物・転倒危険物に関する調査)

個々の調査項目に関して状況のチェック (該当するランクに○)

	Aランク	Bランク	Cランク
①屋根材	1. ほとんど無被害	2. 著しいずれ	3. 全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	2. 歪み、ひび割れ	3. 落下の危険あり
③外装材 湿式の部分	1. ほとんど無被害	2. 部分的なひび割れ、隙間	3. 顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の部分	1. 目地の亀裂程度	2. 板に隙間が見られる	3. 顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1. 傾斜なし	2. わずかな傾斜	3. 落下の危険あり
⑥屋外階段	1. 傾斜なし	2. わずかな傾斜	3. 明瞭な傾斜
⑦その他 ()	1. 安全	2. 要注意	3. 危険
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが1以上 ある場合	3. 危険 Cランクが1以上 ある場合

判定 (調査 1 及び調査 2 の結果で判定)

調査 1 で一見して危険と判断された場合は危険、それ以外の場合は調査 2 の危険度で判定してください。(番号に○) 1. 調査済み 2. 要注意 3. 危険

対処方法

- ◎ 危険と判断した場合は、応急危険度判定士の判定が済むまで建物の使用は控えてください。
- ◎ 要注意と判断した場合は、細心の注意をはらいながら避難所の開設準備を進めてください。
- ◎ 調査済みと判断した場合は、避難所として開設してください。

コメント (建物本体が危険か、落下物が危険かなどを記入してください。また、応急危険度判定士への伝達事項があれば記入してください。)

※ この調査の目的は地区防災拠点の初動期における目視安全確認であり、専門職員による応急危険度判定とは異なります。

災害対策地区防災拠点の初動期応急危険度判定調査票

調査日時 ○○年○○月○○日 **午前** 午後○○時

調査建物 ○○○ **小学校**・中学校 **体育館**・校舎

調査者 **茅ヶ崎一郎・茅ヶ崎二郎**

調査1 (外観調査)

一見して危険と判断できるか? (該当する場合は番号に○を付けて調査終了)

1	建築物全体又は一部の崩壊・落階	調査終了
2	基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ	調査終了
3	建築物全体又は一部の著しい傾斜	調査終了
4	外観上は一見して危険とは判断できない	調査2へ進む

調査2 (落下危険物・転倒危険物に関する調査)

個々の調査項目に関して状況のチェック (該当するランクに○)

	Aランク	Bランク	Cランク
①屋根材	1. ほとんど無被害	2. 著しいずれ	3. 全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	2. 歪み、ひび割れ	3. 落下の危険あり
③外装材 湿式の部分	1. ほとんど無被害	2. 部分的なひび割れ、隙間	3. 顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の部分	1. 目地の亀裂程度	2. 板に隙間が見られる	3. 顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1. 傾斜なし	2. わずかな傾斜	3. 落下の危険あり
⑥屋外階段	1. 傾斜なし	2. わずかな傾斜	3. 明瞭な傾斜
⑦その他 ()	1. 安全	2. 要注意	3. 危険
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが1以上 ある場合	3. 危険 Cランクが1以上 ある場合

判定 (調査1及び調査2の結果で判定)

調査1で一見して危険と判断された場合は危険、それ以外の場合は調査2の危険度で判定してください。(番号に○) 1. 調査済み **2.** 要注意 3. 危険

対処方法

- ◎ 危険と判断した場合は、応急危険度判定士の判定が済むまで建物の使用は控えてください。
- ◎ 要注意と判断した場合は、細心の注意をはらいながら避難所の開設準備を進めてください。
- ◎ 調査済みと判断した場合は、避難所として開設してください。

コメント (建物本体が危険か、落下物が危険かなどを記入してください。また、応急危険度判定士への伝達事項があれば記入してください。)

- ・ 2階南面の窓ガラスにひびが入っています。下部の通行に注意が必要です。
- ・ 北側1階外壁面の一部にひび割れがあります。

※ この調査の目的は地区防災拠点の初動期における目視安全確認であり、専門職員による応急危険度判定とは異なります。

No.

簡易避難者カード(初期受付用)

様式2-1

枚数
/

* No. は、避難者名簿と合わせる(受付者が記入)

複数枚となるとき↑

自治会	住所	電話番号
		携帯 自宅

	氏名(ふりがな)	続柄	年齢	性別	その他(身体状況、必要な支援、資格の有無など)
1				男・女	
2				男・女	
3				男・女	
4				男・女	
5				男・女	

施設担当者記入							
入所受付: 簡易避難者カード(初期受付用)受付日時					受入先	担当者	
年	月	日	午前 午後	時	分		
☐避難者名簿への記入 ※名簿記入⇒チェック							

No.

簡易避難者カード(初期受付用)

様式2-1

枚数
/

* No. は、避難者名簿と合わせる(受付者が記入)

複数枚となるとき↑

自治会	住所	電話番号
		携帯 自宅

	氏名	続柄	年齢	性別	その他(身体状況、必要な支援、資格の有無など)
1				男・女	
2				男・女	
3				男・女	
4				男・女	
5				男・女	

施設担当者記入							
入所受付: 簡易避難者カード(初期受付用)受付日時					受入先	担当者	
年	月	日	午前 午後	時	分		
☐避難者名簿への記入 ※名簿記入⇒チェック							

No.

避難者カード(避難世帯票)

枚数	様式2-2 (表面)
/	

* No. は、避難者名簿と合わせる(受付者が記入)

複数枚となるとき↑

記入者氏名		入所した日			入所した時間		
		年	月	日	午前 午後	時	分

自治会	住所	電話番号
		携帯 自宅

	氏名(ふりがな)	続柄	年齢	性別	その他(身体状況、必要な支援、資格の有無など)
1				男・女	
2				男・女	
3				男・女	
4				男・女	
5				男・女	
6				男・女	
7				男・女	

家屋の主な(およその)被害状況	避難の方法等
<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 半焼 <input type="checkbox"/> 部分焼 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> オートバイ(No.) <input type="checkbox"/> 自動車(No.) <input type="checkbox"/> その他

緊急時の連絡先(ご自身に何かあった際に連絡を必要とする場合は記載して下さい)				
	氏名	関係	電話	住所
①				
②				
③				

避難情報(氏名等)の開示に関する同意				
避難所掲示板	報道機関等への開示	同意します。	同意しません。	その他
可・否	可・否	氏名	氏名	

施設担当者記入							
避難者カード(避難世帯票)受付日時						受入先	担当者
年	月	日	午前 午後	時	分		
□簡易避難者カード(初期受付用)の確認 □避難者名簿の確認 ※確認⇒チェック							

連絡が取れていない家族はいますか。

家族の安否情報

ア. 全員と連絡がとれた

イ. まだ連絡がとれていない

とれていない家族()

避難生活において特別な支援を必要としますか。

対象者

支援の内容、障害・介護の程度、医療機関の受信状況、食品アレルギー等

その他(ご自由にご記入下さい。)

学校

避 難 者 名 簿

様式3

No. _____

*「簡易避難者カード」または「避難者カード」を基に世帯毎に記入

	避 難 者 名 簿							入 所		退 所	
	氏 名 (か な)	性別	年齢	世帯員数 (避難している 家族の人数)	自治会	住 所	身 体 の 状 況	備 考	入所日時	受 入 先	退所日時
1		男 女							／ ：		／ ：
2		男 女							／ ：		／ ：
3		男 女							／ ：		／ ：
4		男 女							／ ：		／ ：
5		男 女							／ ：		／ ：
6		男 女							／ ：		／ ：
7		男 女							／ ：		／ ：
8		男 女							／ ：		／ ：
9		男 女							／ ：		／ ：
10		男 女							／ ：		／ ：

学校

様式4

傷病者リスト

No.

受付No.	名簿No.	氏名(ふりがな)	性別	生年月日／年齢	住 所	ケガや病気の状況	対 応 内 容	対応日時
1			男女	・ ・ 歳			・処置() ・搬送()	/ :
2			男女	・ ・ 歳			・処置() ・搬送()	/ :
3			男女	・ ・ 歳			・処置() ・搬送()	/ :
4			男女	・ ・ 歳			・処置() ・搬送()	/ :
5			男女	・ ・ 歳			・処置() ・搬送()	/ :
6			男女	・ ・ 歳			・処置() ・搬送()	/ :
7			男女	・ ・ 歳			・処置() ・搬送()	/ :
8			男女	・ ・ 歳			・処置() ・搬送()	/ :
9			男女	・ ・ 歳			・処置() ・搬送()	/ :
10			男女	・ ・ 歳			・処置() ・搬送()	/ :

学校

様式5

要 援 護 者 リ ス ト

No. _____

受付No.	名簿No.	姓(ふりがな)	名(ふりがな)	性別	生年月日／年齢	住 所	身体状況(必要な支援)	対 応 内 容	対応日時
1				男女	. . 歳				/ :
2				男女	. . 歳				/ :
3				男女	. . 歳				/ :
4				男女	. . 歳				/ :
5				男女	. . 歳				/ :
6				男女	. . 歳				/ :
7				男女	. . 歳				/ :
8				男女	. . 歳				/ :
9				男女	. . 歳				/ :
10				男女	. . 歳				/ :

避難者集計表

【第 報】

報告	平成		年	月	日	午前・午後	時	分	現在
避難者総計	人			避難世帯数		世帯			
内訳①	男性	人			女性	人			
内訳②	0～5歳	人			6～12歳	人			
	13～15歳	人			15～19歳	人			
	20～29歳	人			30～39歳	人			
	40～49歳	人			50～59歳	人			
	60～69歳	人			70～79歳	人			
	80～89歳	人			90歳以上	人			
内訳③	自治会		人（男性： 女性： ）			世帯			
	自治会		人（男性： 女性： ）			世帯			
	自治会		人（男性： 女性： ）			世帯			
	自治会		人（男性： 女性： ）			世帯			
	自治会		人（男性： 女性： ）			世帯			
	自治会		人（男性： 女性： ）			世帯			
	自治会		人（男性： 女性： ）			世帯			
	自治会		人（男性： 女性： ）			世帯			
	自治会		人（男性： 女性： ）			世帯			
	自治会		人（男性： 女性： ）			世帯			
	その他		人（男性： 女性： ）			世帯			
帰宅困難者等		人（男性： 女性： ）			世帯				
要介護者	人		障害者児	人		妊産婦	人		
負傷者	人		病人	人		外国人	人		

※内訳①、②、③のそれぞれの合計は、避難者総計と必ず一致すること。

避難所状況報告書

【 第 報 】

報告	平成	年	月	日	午前・午後	時	分	現在
発信者				受信者				
伝達方法	MCA無線		ファクス		電話		その他()	
職員参集状況	人 /		人		参集職員			
避難所開設	平成	年	月	日	午前・午後	時	分	
避難者情報	※別紙「避難者集計表」により報告してください。							
避難所の 被害状況	ライフライン	なし	有り(断水・停電・ガス停止・電話不通)					
	校庭	なし	有り()					
	体育館	なし	有り()					
	校舎	なし	有り()					
	教室	なし	有り()					
	給食調理場	なし	有り()					
	プール	なし	有り()					
	その他							
地域の 被害状況	ライフライン	なし	有り(断水・停電・ガス停止・電話不通)					
	人命救助	なし	必要(約	人)	不明			
	延焼	なし	延焼中(約	件)	大火の危険			
	建物被害	なし	倒壊(約	件)	損壊(約	件)	不明	
	道路被害	なし	通行不可(約	件)	渋滞中	不明		
	土砂崩れ	なし	有り(約	件)	要警戒(約	件)	未確認	
	その他							
【要請事項】								

避難所状況報告書

【要請事項】

避難所情報・広報板

様式8

(月 日現在)

											合 計	
避難者情報	男女別	男										
		女										
		合計										
	年齢別	10代未満										
		10代										
		20代										
		30代										
		40代										
		50代										
		60代										
		70代以上										
		合計										
	けが人	男										
女												
合計												
災害情報	火災	合計										
	家屋倒壊	合計										
	家屋損壊	合計										
安否情報	張 り 紙											
避難所情報	張 り 紙											

避難所からのお知らせ

様式9

掲載日時	月 日 時 分
情報期間	~
件名	
【 内 容 】	
担当・問い合わせ	避難所運営委員会 班

情報連絡票

(発災直後から超急性期(3日目)まで)

①【地域活動拠点 ⇒ 災害対策地区防災拠点 連絡員】

地域記入欄

報告日時	月 日 () 時 分頃
報告者	所属： 氏名：
状況	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 救助 <input type="checkbox"/> 傷病者 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> その他()
	[内容] (簡潔かつ具体的に記入してください。)
場所 (住所)	
発生日時	月 日 () 時 分頃 <input type="checkbox"/> 不明

②【災害対策地区防災拠点(学校) 災害対策本部】

配備職員記入欄

受領日時	月 日 () 時 分	記入者	
地図情報	<input type="checkbox"/> 明細地図社 <input type="checkbox"/> ゼンリン P _____ - _____		
対応事項	[特記事項]		
	対応： <input type="checkbox"/> 本部報告 (:) <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input type="checkbox"/> その他()		済 ・ 継続

③ 【 災害対策地区防災拠点(学校) 処理欄 】

対応経過①	月 日 () 時 分	
	[内容]	
	対応： <input type="checkbox"/> 本部報告 (:) <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		済 ・ 継続

対応経過②	月 日 () 時 分	
	[内容]	
	対応： <input type="checkbox"/> 本部報告 (:) <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		済 ・ 継続

対応経過③	月 日 () 時 分	
	[内容]	
	対応： <input type="checkbox"/> 本部報告 (:) <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		済 ・ 継続

対応経過④	月 日 () 時 分	
	[内容]	
	対応： <input type="checkbox"/> 本部報告 (:) <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		済 ・ 継続

情報連絡票

（発災直後から超急性期（3日目）まで）

① 【 地域活動拠点 ⇒ 災害対策地区防災拠点 連絡員 】

地域記入欄

報告日時	9月 9日（土） 13時 00分		
報告者	所属：茅ヶ崎自治会		氏名：茅ヶ崎 太郎
状 況	<input type="checkbox"/> 火災 <input checked="" type="checkbox"/> 救助 <input type="checkbox"/> 傷病者 <input type="checkbox"/> 道路 <input checked="" type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> その他()		
	[内容]（簡潔かつ具体的に記入してください。） ・家屋の1階部分が崩れ、2名が閉じ込められている状態。 ・地域住民では救出が不可能なため、消防の要請が必要。 ・2名とも呼びかけには答える。 【閉じ込められている方の情報】 ○○ ○○さん 男性 80歳、□□ □□さん 女性 45歳		
場 所 (住 所)	茅ヶ崎1丁目1番地		
発生日時	9月 9日（土） 12時 40分頃		<input type="checkbox"/> 不明

② 【 災害対策地区防災拠点(学校) ⇒ 災害対策本部 】

配備職員記入欄

受領日時	9月 9日（土） 13時 10分	記入者	神奈川 花子
地図情報	<input type="checkbox"/> 明細地図社 <input checked="" type="checkbox"/> ゼンリン P. <u>10</u> A. <u>1</u>		
対応事項	[特記事項] 上記内容を災害対策本部へ報告。 消防隊の派遣を要請する。		
	対応： <input checked="" type="checkbox"/> 本部報告（13：15） <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input type="checkbox"/> その他()		済

③ 【 災害対策地区防災拠点(学校) 処理欄 】

対応経過①	9月 9日（土） 13時 20分
	<p>[内容]</p> <p>13時30分に消防隊が現場へ到着予定。 現場対応が終了後に、対応結果を連絡してもらう。</p>
	<p>対応： <input type="checkbox"/> 本部報告（ : ） <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 消防で対応 ）</p> <p>済 継続</p>

対応経過②	9月 9日（土） 14時 30分
	<p>[内容]</p> <p>14時20分に消防隊による現場対応が終了。 閉じ込められていた2名については無事救出され、救急隊にて市立病院に搬送された。</p>
	<p>対応： <input type="checkbox"/> 本部報告（ : ） <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 消防で対応 ）</p> <p>済 継続</p>

対応経過③	月 日（ ） 時 分
	<p>[内容]</p>
	<p>対応： <input type="checkbox"/> 本部報告（ : ） <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p>済 ・ 継続</p>

対応経過④	月 日（ ） 時 分
	<p>[内容]</p>
	<p>対応： <input type="checkbox"/> 本部報告（ : ） <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p>済 ・ 継続</p>

地域被災状況報告様式(災害対策地区防災拠点宛) 【 第 報 】 様式10-2

自治会・自主防災組織の名称	地域活動拠点の場所

報告日時	年 月 日 () 時 分 現在
報告者氏名	報告先(宛先)

※数値は、報告時点の延べ数を記載(前回報告数を上書き)

被害の概況	人的被害	死者	人	行方不明者	人	負傷者	人	備考				
	住家被害	全壊	棟	半壊	棟	一部損壊	棟	床上浸水	棟	床下浸水	棟	※被害算定基準は、裏面【参考基準】を参照
	ライフライン被害	電気	件	水道	件	電話	件	都市ガス	件	LPガス	件	
	道路被害	場所	状況			車両通行		可・否	歩行者通行		可・否	
		場所	状況			車両通行		可・否	歩行者通行		可・否	
	(その他)											

※要支援者数は、「在宅」「避難所」の人数(世帯数)の内数を記載

地域住民の所在	在宅	人	世帯	在宅にいる要支援者数	人	世帯	域外避難	人	世帯
	避難所(小中学校)	人	世帯	避難所に避難した要支援者数	人	世帯	不明	人	世帯
	地域内の集合・避難場所や避難所外の施設・公園等	人	(場所・状況))		人	世帯
			(場所・状況))		人	世帯

【被害算定時の参考基準】

地域の被害概況を把握する上での参考基準とします。(法による被害認定は市が行います。)

■人的被害

死者	災害により死亡した者
行方不明者	災害により所在不明となった者
負傷者	災害により負傷した者で、手当てを要するの者(重軽傷含む)

■住家被害

全壊	災害により住家の基本的機能を喪失したもの(補修により元どおり再使用することが困難なもの)
半壊	災害により居住のための基本機能の一部を喪失したもの(補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの)
一部損壊	災害により全壊、半壊に至らない程度の破損(補修を必要とする程度のもの)
床上浸水	災害により住家の床より上に浸水したもの(土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの)
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの

■ライフライン被害

電気	災害により停電している戸数
水道	災害により上水道または簡易水道が断水している戸数
電話	災害により通話不能となっている電話の回線数
ガス	災害により都市ガスまたはプロパンガスが供給停止となっている戸数

災害対策地区防災拠点記入欄

【災害対策地区防災拠点】	学校
受信日時	月 日 時 分 受信者氏名

【備考】※表面補足情報等を記載

【教室】 使用可能	【教室】 使用不可
【水道】 使用可能	【水道】 使用不可
【廊下】 通行禁止	【階段】 通行禁止
【トイレ】 使用可能	【トイレ】 使用不可
【給食調理場】 立入禁止	【プール】 立入禁止